

夕張市過疎地域持続的発展市町村計画

令和8年度～令和12年度

北海道夕張市

目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 夕張市の概況	1
①諸条件の概要	1
②夕張市における過疎の状況	2
③夕張市の社会経済的発展の方向の概要	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
①人口の推移と今後の見通し	4
②産業別の現況と今後の動向	4
(3) 夕張市の行財政の状況	8
①行政の状況	8
②財政の状況	10
(4) 地域の持続的発展の基本方針	13
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	13
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	14
(7) 計画期間	14
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	14
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	15
(1) 現況と問題点	15
(2) その対策	15
(3) 計画	16
3. 産業の振興	17
(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	18
(3) 計画	19
(4) 産業振興促進事項	20

4. 地域における情報化	2 1
(1) 現況と問題点	2 1
(2) その対策	2 1
(3) 計画	2 1
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	2 2
(1) 現況と問題点	2 2
(2) その対策	2 4
(3) 計画	2 4
6. 生活環境の整備	2 5
(1) 現況と問題点	2 5
(2) その対策	2 8
(3) 計画	2 9
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	3 3
(1) 現況と問題点	3 3
(2) その対策	3 4
(3) 計画	3 6
8. 医療の確保	3 9
(1) 現況と問題点	3 9
(2) その対策	3 9
(3) 計画	3 9
9. 教育の振興	4 1
(1) 現況と問題点	4 1
(2) その対策	4 2
(3) 計画	4 3

10. 集落の整備	46
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	46
11. 地域文化の振興等	47
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	47
(3) 計画	48
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	49
(1) 現況と問題点	49
(2) その対策	49
(3) 計画	49
事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	50

1. 基本的な事項

(1) 夕張市の概況

① 諸条件の概要

(ア) 自然的条件

本市は、北海道のほぼ中央、空知地方の南部に位置し、東西 24.89 km、南北 34.71 km でその面積は 763.07 km²、人口は 6,061 人（令和 7 年 3 月 31 日住民基本台帳）である。

総面積の約 90.7% は林野で占められ、うち約 90.4% は国有林である。

平均標高は 230m の丘陵傾斜地となっており、夕張山地に源を発する夕張川及びその支流が市内のほぼ中央を貫流し、流域に沿って帯状に集落が形成されている。

気象は、その地形的な影響から四季及び昼夜の気温の変化が著しく、風力は四囲の山々に遮られて弱い、平均雨量・積雪量とも多量である。

(イ) 歴史的条件

本市は、明治 21 年北海道庁技師「坂市太郎」氏が夕張炭田の大露頭を発見したことに始まり、明治 23 年「北海道炭礦汽船株式会社（以下本計画において「北炭」）の前身である北海道炭礦鉄道会社」が夕張第一砵を開坑。その 2 年後に追分夕張間の鉄道が開通し、以来その良質豊富な石炭産業を基幹に、国内エネルギー供給基地として飛躍的發展を遂げ、昭和 18 年に市制を施行したところである。昭和 36 年以降、エネルギー革命による炭鉱の終閉山が相次ぎ、特に昭和 62 年度からスタートした原料炭産出を「ゼロ」とする国の第 8 次石炭政策によって、昭和 62 年 10 月には真谷地炭鉱が、平成 2 年 3 月 27 日には本市最後の三菱南大夕張炭鉱が閉山し、開基以来、石炭とともにおよそ 100 年栄えてきた炭都夕張から石炭産業が完全に消滅した。

相次ぐ炭鉱の終閉山は、地域社会の存亡にかかわる重大な危機をもたらし、炭鉱離職者をはじめ、関連商工業者、一般市民等人口流出が一段と進み、深刻な過疎現象を呈している。

(ウ) 社会的・経済的条件

本市は我が国の主要な産炭地として発展してきたが、国のエネルギー政策の大きな変化により炭鉱閉山が相次ぎ、地域の経済・社会構造は急激に変化した。

石炭産業に代わる観光振興・住宅・教育・福祉対策等に多額の支出を行い、財政状況が逼迫する中、実質的な赤字は膨大な額となった。

そのため、平成 18 年 6 月、市は財政の自主再建を断念し、地方財政再建促進特別措置法の準用による法の下での財政再建に取り組むことを表明し、平成 19 年度から赤字を解消する財政再建計画に基づく取組がスタートした。平成 21 年度には、地方財政再建促進特別措置法に変わる地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い新たに財政再生計画を策定し財政再生団体となり、翌平成 22 年度から 17 年間に及ぶ実質上の赤字にあたる借入金の返済が、市民の理解と協力のもとで令和 7 年度現在も続いている。なお、この借入金については令和 8 年度末をもって返済を完了する予定であり、実質的な財政再生団体の終了という転換期を迎えることとなる。

次に、交通網について、本市は、周囲 9 市町村に隣接しており、道路網は国道 274 号により札幌及び道東と連絡し、主要道道札幌夕張線により札幌圏と車で 1 時間 30 分の至近距離にある。また、

道道夕張岩見沢線が昭和 49 年に開通し、三笠・芦別に通じる道道夕張芦別線は平成 4 年に国道 452 号に昇格し、なお一部工事中である。さらに平成 11 年 10 月には、北海道横断自動車道の千歳夕張間が開通し、平成 23 年 10 月 29 日には夕張 IC～占冠 IC 間が開通。道央～道東間の高速道が整備されている。

鉄道については、道央と道東を結ぶ幹線鉄道として、国鉄石勝線（JR 石勝線）が昭和 56 年に開通し、市南端の玄関口である紅葉山駅が新たに新夕張駅として開業しており、本市を通ずる道央～道東間の鉄道網の整備がされている。

産業対策については、新規企業による開発を促進することにより、本市の新たな雇用創出と人口流出を食い止めるため、夕張・第 2 夕張、清水沢・清水沢第 2 及び緑陽の 5 工業団地（51.5ha）を造成し、34 区画全て完売の状況にあるが、休廃止・未着工となっている区画が残されている。

観光振興について、本市は夕張岳やシューパロ湖を含む富良野芦別道立自然公園の他、マウントレースイスキー場、滝の上公園等、四季を通して景勝と変化に富んだ優れた地域資源を有している。財政再建団体入り以降、観光施設運用については指定管理者制度や施設の民間売却の手法を導入し、民間活力による交流人口拡大の施策を実施している。

②夕張市における過疎の状況

（ア）過疎現象の状況とその原因

本市は、その発展過程を通じて石炭産業に極めて強い依存度をもつ経済構造を有し、加えて本市の地形的な立地条件から、必然的に近隣市町村との社会的・経済的圏域から孤立するという特殊な条件の下に歴史を重ねてきた。一方、国内有数の原料炭供給基地として日本経済復興に大きな役割を果たす等、過去においては躍進的な発展を遂げてきたところである。

しかしながら、昭和 36 年以降の急激なエネルギー事情の変化に伴い、石炭産業は衰退の一途をたどり、市内の中小炭鉱は相次いで閉山を余儀なくされ、人口は逐年減少を続けてきた。特に昭和 48 年以降、地域の経済を支えてきた大手の三菱大夕張炭鉱、北炭夕張炭鉱、北炭平和炭鉱、北炭清水沢炭鉱、北炭夕張新炭鉱が、昭和 62 年 10 月には北炭真谷地炭鉱が、平成 2 年 3 月には一山だけ残っていた三菱南大夕張炭鉱が閉山した。多数の炭鉱離職者の他、本市の将来に不安を抱く関連商工業者及び一般市民の市外流出が一段と進んだ。

さらに炭鉱閉山後の跡処理対策や観光産業への積極投資の失敗等により、市の実質的な赤字額が膨大となり財政が逼迫し、財政再建団体となった平成 18 年度以降、人口の市外流出が加速している。最盛期の住民基本台帳人口 116,908 人が、令和 7 年 3 月末時点には 6,061 人となり、人口が最盛期の約 5%となる他に例を見ない超過疎地域となった。

炭鉱閉山以後、企業誘致並びに地場産業育成に努めてきたが、石炭産業に代わる産業を創出できず、若年労働者の市外流出が続くとともに、高齢者比率が年々上昇し、全国一高齢化が進んだ市となっている。

（イ）旧過疎法等に基づく過疎対策の成果と問題点

炭鉱に代わる新たな基幹産業として、農業振興や観光開発、企業誘致を積極的に促進し、産業基盤の整備を進めた他、快適な生活環境づくりを推進して住民の定着化を図る等、明るく希望に満ちたまちづくりと市民が安心して暮らせる福祉の充実を基本に、その実現を目指してきたところで

ある。

施策の柱である企業誘致については、工業団地の造成をはじめ、道路網及び産業基盤の整備が進められた結果、昭和 43 年以降 30 数社が進出立地した。

さらに、観光開発では「石炭の歴史村」等の建設と「ゆうばり国際ファンタスティック映画祭」等、各種ソフト事業も実施してきたところである。

財政破綻以降は、財政の健全化を基本としながら、市民生活の安全安心の維持確保を図り、また、人口減少が進む中で地域の活力を維持するための取組や、将来的なまちづくりに資する事業等、限られた財源の中で効果的な政策展開を図ってきた。

平成 27 年度には第 1 期夕張市地方版総合戦略を策定し、財政破綻から 10 年目を迎えた平成 28 年度には、夕張市の再生方策に関する検討委員会からの提言を受け、財政再生計画の抜本的な見直しを行った。令和元年度には第 1 期夕張市地方版総合戦略の評価・検証を踏まえた第 2 期夕張市地方版総合戦略を策定しており、これまで同様に財政の再建を着実に推進するとともに、将来を見据えた地域再生への取組を進めていく必要がある。

(ウ) 今後の見通し

これまで、財政再生計画を最上位計画として財政再建に取り組みつつ行政運営を行ってきたが、令和 8 年度末に再生振替特例債が償還完了となる見込みであり、財政再生計画及び財政再建の終了が見えてきたところである。この転換期に合わせて、財政再生計画に代わる最上位計画の策定を進めている。また、「夕張市まちづくりマスタープラン」に基づき、コンパクトなまちづくりを目指し、拠点地区へ都市機能の集積を図り、夕張で暮らし続けられる環境づくりを促進する。その中核として、市北部に立地し、老朽化著しい市庁舎を南清水沢地区に移転・整備し、周辺に生活利便機能の立地促進を図ることで、拠点形成を加速させる。これらの方策により、本市が持続的に存立・発展していけるよう、今後も過疎地域持続的発展市町村計画に基づき、市民一人ひとりが自分らしく安心して幸せに暮らせる持続可能な魅力あるまちづくりを進めることで、人口減少の抑制を図る。

③夕張市の社会経済的発展の方向の概要

本市は、日本有数の原料炭産出地として、国内エネルギー資源の安定供給の上で大きな役割を果たしてきたが、国のエネルギー政策の転換により石炭産業が消滅した。

“炭鉱のまち”から“観光のまち”へと変貌を目指した本市は、「石炭の歴史村」の建設や民間によるマウントレースリゾートの開発が進められたが、平成 22 年度から地方公共団体の財政の健全化に関する法律の下で、実質 17 年間に及ぶ財政再建を目指すこととなった。

財政再生中の令和 7 年度現在は、民間による市有施設の指定管理による運営や各種民間資本による観光施設の取得、市内でまちづくり活動を行う市民団体や NPO 法人との連携等、民間と行政の協働によるまちづくりが進められている。

また、道央中核都市圏に近接する本市は、JR 石勝線、国道 274・452 号、北海道横断自動車道の開通をはじめとする道路網の整備によって、飛躍的に向上する交通条件を活かし、中核的企業の誘致とともに、既存企業の育成や振興を図り、調和のとれた産業構造のまちを目指してきた。

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と今後の見通し

(ア) 人口の推移 (表 1-1 (1) 表 1-1 (2))

本市の人口は、基幹産業である石炭産業の衰退を反映して急激な減少を示しており、昭和 35 年の国勢調査人口 107,972 人をピークに以後減少の一途をたどり、昭和 60 年には 31,665 人と 70.7% の減少率を示している。

さらには、昭和 62 年 5 月の三菱南大夕張炭鉱の縮小合理化、同年 10 月の北炭真谷地炭鉱の閉山、平成 2 年 3 月には最後の炭鉱であった三菱南大夕張炭鉱の閉山、また平成 19 年の市の財政再建団体入りの影響により、令和 2 年 3 月末住民基本台帳人口は 7,744 人 (外国人住民を含む) で、昭和 60 年と比較し減少率は 75.5% となっている。

年齢別構成では、幼年及び生産年齢人口の大幅な減少により高齢者比率が高くなり、令和 2 年 3 月末 (住民基本台帳) には 51.39% に達し、全国で最も高齢化率の高い市となっている。

(イ) 今後の見通し (表 1-1 (3))

国立社会保障・人口問題研究所によると、若者の人口流出と少子高齢化により、2030 年には 4,604 人、2040 年には 2,880 人の人口になると推計されている。

一方、令和 2 年 3 月に策定した第 2 期夕張市地方人口ビジョンでは、併せて策定した第 2 期夕張市地方版総合戦略における施策の実現により、2030 年時点で約 300 人、2040 年時点で約 600 人の自然減少・社会減少を抑制することを目標としている。

その中で、施策効果の影響で特に大きいものは次世代を担う若い世代であると捉え、自然減少を抑制するために、子育て支援策の充実だけでなく、雇用促進・医療等の施策展開により、子どもを産み育てる環境を改善し、社会減少を抑制するために、若年世代にも住みやすい価格帯の住宅等生活環境を整備し定住を促進するとともに、高齢者も安心して暮らせる医療環境を整え、さらに魅力的な教育の場づくりや将来の夕張を担う人材育成等の施策に取り組んでいく。

②産業別の現況と今後の動向

(ア) 産業別人口の動向 (表 1-1 (4))

産業別就業人口は、第一・二・三次産業のいずれにおいても市外流出に伴い減少しており、特に第二次産業における減少が著しい。

(イ) 主要産業の現況

本市の基幹産業であった石炭産業は、昭和 35 年の全盛期には 17 を超える炭鉱を擁し、出炭量も年間 400 万トンを確認していた。その後、エネルギー情勢の変化により炭鉱は相次いで閉山したが、大手の北炭真谷地炭鉱及び三菱南大夕張炭鉱の 2 社により操業を継続し、その出炭量も年間 180 万トンと最盛期の半分ではあったが、石炭産業不振の中にあって計画出炭が確保される等、比較的安定操業が図られていた。

しかし、昭和 62 年度からスタートした国の第 8 次石炭政策の影響を受け 2 炭鉱とも閉山し、炭都夕張から石炭産業が完全に消滅した。

また、関連商工業については石炭産業との関わりが強く、石炭産業の衰退を反映して長期間停滞

を続け、転廃業、経営規模の縮小合理化等地域経済に大きな影響を与えた。

本市は産業構造の転換を図るため、早くから観光産業を石炭産業に代わる基幹産業として位置づけ、第3セクターを中心とした観光施設整備を促進してきた。しかしながら、バブル崩壊による不況の影響や、過大な設備投資とその後の維持運営経費の増大から、市が財政再建団体となり、同時期に第3セクターが倒産したことから、観光政策が大きな方向転換を迫られることとなった。

その後、観光施設運用については指定管理者制度や施設の民間売却の手法を導入し、民間活力を活用して交流人口の拡大を図ってきた。

農業では、特産物である夕張メロンを中心にそ菜類が農業経営の基幹をなしており、特に夕張メロンは全国的に高い評価を受けたブランド品に成長した。平成27年12月には、国が保護する地域ブランドの農産物を認定する地理的表示法に基づく地理的表示（GI）に認定された。平成30年度には、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための取組である農業生産工程管理（GAP）の団体認証を夕張GAP推進部会が取得した。

林業は、平成27年から市有林において漢方薬としての利用が見込まれる薬木（キハダ・ホオノキ）を新たな地域産業資源として位置づけ、育成に取り組んでいる。

（ウ）今後の動向

本市の基幹作物である「夕張メロン」の生産力の維持向上と活力のある農村形成に向けた取組を強化する。また、担い手の確保・育成や新規販路の開拓、高付加価値化等の諸課題を検討し、持続的で安定した、力強い、調和のとれた産地力強化を目指す。

森林・林業については、3,002haにもおよぶ市有林を核として、地元林業事業者・木材関連製造業と連携を図り、木材の加工・流通体制の整備、地元産木材の利用拡大、薬木等の新たな地域産業資源の育成を進める。

商工業については、引き続き、国や道の諸制度を活用し、既存企業の育成や新産業の創出、起業に対する支援等を行うとともに、過疎地域における税制優遇措置等を活用し、新規企業の誘致を目指していくが、人口減少が続く状況の中にあって、人材確保が困難になることが想定される。

また本市は、豊かな自然、夕張メロンをはじめとする特産品、各種イベント、スキー場等の観光施設、多目的な運動施設さらには産業遺産や文化施設等、魅力ある地域資源を有しており、こうした地域資源を有効に活用していくことで、交流人口の拡大を図っていくが、施設の老朽化等の課題への対策を取りながら、取組を進めていく必要がある。

表1 - 1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 41,715	人	人 20,969	% △ 49.7	人 13,001	% △ 38.0	人 8,843	% △ 32.0	人 7,334	% △ 17.1
0歳～14歳	8,358		2,799	△ 66.5	1,022	△ 63.5	500	△ 51.1	411	△ 17.8
15歳～64歳	29,571		14,318	△ 51.6	6,819	△ 52.4	4,046	△ 40.7	3,093	△ 23.6
うち15歳～29歳(a)	6,836		2,511	△ 63.3	1,190	△ 52.6	647	△ 45.6	455	△ 29.7
65歳以上(b)	3,786		3,852	1.7	5,160	34.0	4,297	△ 16.7	3,828	△ 10.9
(a)/総数 若年者比率	% 16.4	%	% 12.0	—	% 9.2	—	% 7.3	—	% 6.2	—
(b)/総数 高齢者比率	% 9.1	%	% 18.4	—	% 39.7	—	% 48.6	—	% 52.2	—

表1 - 1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 15,538	—	人 13,615	—	% △ 12.4	人 11,213	—	% △ 17.6
男	7,401	% 47.6	6,435	% 47.3	△ 13.1	5,237	% 46.7	△ 18.6
女	8,137	% 52.4	7,180	% 52.7	△ 11.8	5,976	% 53.3	△ 16.8

区 分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 9,273	—	% △17.3	人 7,631	—	% △17.7	
男 (外国人住民除く)	4,341	% 46.8	△17.1	3,549	% 46.5	△18.2	
女 (外国人住民除く)	4,932	% 53.2	△17.5	4,082	% 53.5	△17.2	
参 考	男(外国人住民)	3	% 3.4	—	14	% 12.4	366.7
	女(外国人住民)	86	% 96.6	—	99	% 87.6	15.1

表1－1(3) 人口の見通し(人口ビジョン)

区 分	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
年少人口 (0～14歳)	人 500 5.7%	人 426 5.9%	人 369 6.2%	人 354 7.2%	人 318 7.7%	人 295 8.5%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	4,046 45.8%	3,057 42.2%	2,480 41.7%	2,006 40.7%	1,651 40.0%	1,347 38.6%
老年人口 (65歳)	4,297 48.6%	3,753 51.9%	3,101 52.1%	2,565 52.1%	2,154 52.2%	1,848 53.0%
総人口	8,843	7,236	5,950	4,925	4,123	3,490

表1－1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 13,702	% -	人 8,604	% △37.2%	人 7,556	% △12.2%	人 6,402	% △15.3%
第一次産業 就業者数	人 1,124	% -	人 1,043	% △7.2%	人 990	% △5.1%	人 844	% △14.7%
第二次産業 就業者数	人 5,857	% -	人 2,265	% △61.3%	人 1,867	% △17.6%	人 1,536	% △17.7%
第三次産業 就業者数	人 6,721	% -	人 5,296	% △21.2%	人 4,697	% △11.3%	人 4,022	% △14.4%

区 分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,637	% △11.9%	人 4,660	% △17.3%	人 3,721	% △20.2%	人 3,161	% △15.0%
第一次産業 就業者数	人 744	% △11.8%	人 640	% △14.0%	人 582	% △9.1%	人 530	% △8.9%
第二次産業 就業者数	人 1,261	% △17.9%	人 1,172	% △7.1%	人 815	% △30.5%	人 698	% △14.4%
第三次産業 就業者数	人 3,632	% △9.7%	人 2,848	% △21.6%	人 2,315	% △18.7%	人 1,933	% △16.5%

(3) 夕張市の行財政の状況

①行政の状況

本市は、急激な人口減少が進む中、行政組織のスリム化が大きく遅れていたが、平成 18 年度に財政再建団体となったことを機に大幅な組織の見直しを進め、病院や各連絡所の廃止等により一気にスリム化が進んだ。

職員数については、平成 18 年 4 月の 309 名から令和 7 年 4 月現在 147 名と約半数、組織については、市長部局において平成 18 年 4 月の 5 部 17 課 30 係体制から部制の廃止、令和 7 年 4 月現在 10 課 24 係体制となっている。(行政機構は別図のとおり)

しかし、急激なスリム化によって行政サービスの維持確保は厳しい状況となり、令和 7 年 4 月現在も道職員を中心に応援職員を受け入れ、業務が行われている。

本市の行財政は、平成 21 年 4 月 1 日施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政再生計画により令和 11 年度まで運営していくことになるが、その他法令に基づき策定・実施する各種計画については、財政再生計画を基本としながら進めていく必要がある。

広域行政については、南空知地区に属し、平成 3 年 9 月 3 日圏域選定を受け、同年 12 月 1 日 11 市町村で設立された南空知ふるさと市町村圏組合に加入している。

また、令和 7 年 3 月 26 日に中心市宣言を行った岩見沢市と本市を含めた南空知地区 3 市 5 町が連携協定を締結した南空知定住自立圏の形成により、新たな広域連携を展開していく。

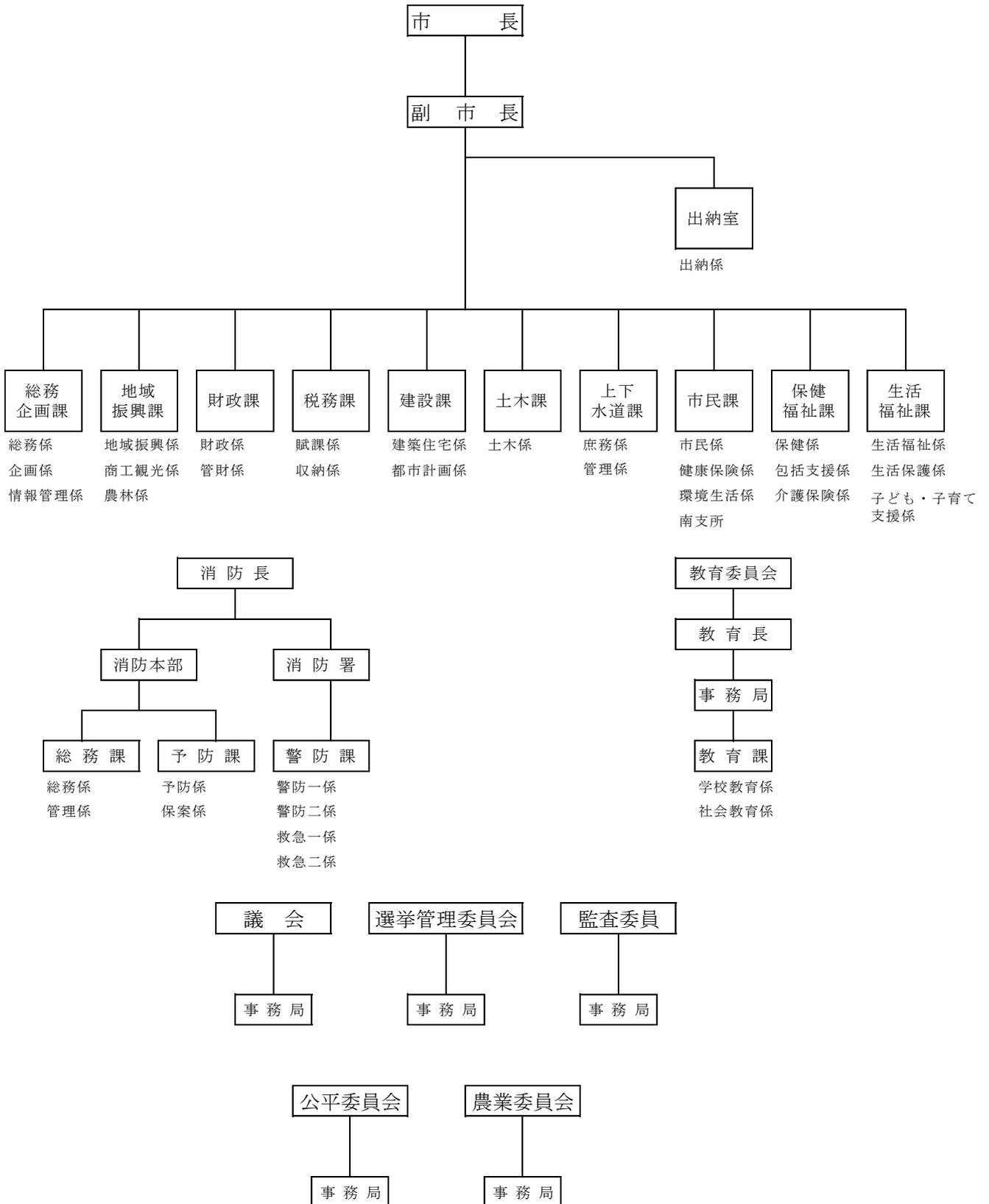
社会情勢の変化とともに、住民の生活や考え方も複雑・多様化していく中、過疎地域の持続的発展のため、必要に応じて他市町村と調整・連携を図りながら住民の安全・安心な暮らしの確保と住みやすいまちづくりを進めていく。

また、本市は下記の地域指定を受けており、さらに一部事務組合としては北海道市町村備荒資金組合並びに空知教育研修センター組合に加入している。

- 昭和 46 年 9 月 農業振興地域の整備に関する法律
- 平成 5 年 9 月 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- 平成 12 年 4 月 過疎地域自立促進特別措置法
- 令和 3 年 4 月 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

夕張市行政機構図

(令和7年4月1日現在)



②財政の状況（表 1－2（1））

本市は、国のエネルギー政策の転換により相次ぐ炭鉱の閉山と人口の流出が続く中、その跡処理のため、また、人口減少対策として雇用の場を創出するため、住宅や水道、道路等のインフラ整備、石炭産業に代わる観光振興等に多額の財政支出を行ってきた。これらの対策には、産炭地域振興臨時措置法による特別支援や市債等を財源として活用してきたが、平成 13 年度に産炭地域振興臨時措置法が失効し、また人口の減少や国の「三位一体の改革」によって市税や地方交付税が大幅に減少、さらに公債費の償還が財政を大きく圧迫する厳しい状況となった。

このような財政状況の中、不適正な会計処理を行い、赤字決算を先送りしてきたことにより、多額の赤字を抱えることになり、平成 18 年度に地方財政再建促進特別措置法による財政の再建を進めることになった。

約 353 億円もの巨額な赤字を確実に解消するため、「財政再建計画」のもと、各種事務事業の見直しや人件費の削減、観光事業・病院事業の見直し等徹底した歳出の削減と税率の見直しによる市税や施設使用料の引き上げ等による歳入の確保により、赤字の解消に取り組み、平成 20 年度末において、赤字額は約 322 億円となり、約 31 億円の解消を図ったところである。

前述のとおり平成 21 年度には新法による「財政再生計画」を策定し、再生振替特例債の発行によって予算上の赤字を解消したが、その償還によって実質公債費比率は高くなり、今後は将来負担比率と併せた両比率を早期健全化基準未満にすることが目標となった。

財政再建計画から財政再生計画を策定する際には、それまでの取組を基本としながらも財政再建計画策定後に生じた諸課題を整理し、市民生活に真に必要な事業を新たに盛り込むとともに、投資的事業についても抑制と効率的な執行に努めながら、真に必要な事業以外は実施しないこととした。

財政再建計画策定以後の 10 年間の財政健全化の取組による成果と課題を検証し、今後の夕張市の行財政・地域・自治の再生をより確かなものにしていくという観点から、今後どのような方策を実施すべきかを検討した「夕張市の再生方策に関する検討委員会」から、財政再建と地域再生の調和に向けて新たな段階に移行すべきとの報告書を受け、平成 28 年度に財政再生計画を抜本的に見直し、令和 7 年度現在、財政再建と地域再生の両立を図るべく取り組んでいる。

平成 21 年度の再生振替特例債の発行により、平成 22 年度の地方債現在高は約 439 億円となったが、平成 25 年度に再生振替特例債の元金償還が始まり、その後の着実な償還により令和 6 年度末には地方債残高が約 174 億円となるとともに、将来負担比率においても比率が改善している。一方、再生振替特例債の元金償還開始により、平成 25 年度以降、歳出の「義務的経費」に占める公債費の割合が高くなり、実質公債費比率及び経常収支比率が高くなっている。

本市の財政運営は、今後も財政再生計画を基本とし、引き続き国・北海道の助言を受けながら適切に運営していく。

なお、本市の主要公共施設等の整備状況は、表 1－2（2）のとおりである。

表 1 - 2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	11,198,199	11,886,019	12,206,183
一般財源	7,722,262	8,447,878	7,687,509
国庫支出金	1,009,805	1,245,035	1,842,435
道支出金	546,750	527,083	430,792
地方債	852,400	543,700	918,700
うち過疎対策事業債	485,400	355,900	854,200
その他	1,066,982	1,122,323	1,326,747
歳出総額 B	10,671,749	11,006,280	11,723,619
義務的経費	4,288,488	6,105,354	5,893,187
投資的経費	2,465,543	756,939	1,152,616
うち普通建設事業	2,465,543	756,939	1,152,616
その他	3,917,718	4,143,987	4,677,816
(過疎対策事業費)	(1,284,040)	(1,142,181)	(1,673,843)
歳入歳出差引額 C (A-B)	526,450	879,739	482,564
翌年度へ繰越すべき財源 D	9,134	13,175	238,332
実質収支 C-D	517,316	866,564	244,232
財政力指数	0.210	0.178	0.209
公債費負担比率 (%)	21.8	40.3	41.2
実質公債費比率 (%)	42.8	76.3	70.0
起債制限比率 (%)	—	—	—
経常収支比率 (%)	77.2	120.7	124.9
将来負担比率 (%)	922.5	632.4	336.0
地方債現在高 (%)	43,925,632	36,736,946	27,210,091

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道	—	—	—	—	—
改良率(%)	11.3	14.8	19.7	22.6	23.1
舗装率(%)	8.7	11.2	16.2	15.5	15.5
農道 延長(m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
耕地1ha当たり農道延長(m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
林道 延長(m)	—	—	19,108	19,108	19,108
林野1ha当たり林道延長(m)	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3
水道普及率(%)	99.0	96.2	99.7	99.8	99.5
水洗化率(%)	—	—	27.4	23.5	27.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	0.0	9.5	11.3	1.7	2.5

(4) 地域の持続的発展の基本方針

第2期夕張市地方版総合戦略との整合性を図り、本市が目指すまちの将来像を「誰もが幸福に暮らせる持続可能なまち」とし、人口減少の抑制を図るとともに、人口減少下にあっても市民一人ひとりが自分らしく安心して幸せに暮らせる持続可能なまちづくりに取り組むため、本計画を策定するうえでの基本方針を次のとおりとする。

①誰もが安心して暮らせる環境づくり

人口減少を抑制するためには自然減少と社会減少の、その両面から抑制する施策が必要である。特に若年世代の定住を図ることは、社会減少の抑制に直接的な効果があることはもちろん、将来的な自然減少の抑制(＝出生率の増加)を考えるうえでも重要な意味を持つ。一方で、夕張市においては高齢世代の社会減少数も多いことから、医療や福祉の充実を図る等、高齢者も安心して暮らせるまちづくりの観点も必要である。

このような状況を踏まえ、「医療・福祉の充実」と「住宅不足の解消」による社会減少の抑制と、「子育て環境の充実」による自然減少の抑制という、大きく3点に分けて取り組んでいく。

②新たな人の流れ・関係人口・交流人口の創出

豊かな自然や夕張メロンをはじめとする特産品、さらには多目的な運動施設や産業遺産・文化施設等、魅力ある地域資源を有効に活用し交流人口の拡大を図る。また、市外に在住していても、様々な形で夕張に関わりをもち応援してくれる関係人口を増やすことにより、地域で賄えない「知恵」の修得や新たなネットワークの構築、地域を豊かにするための人材や資金の確保を図っていく。このような取組を丁寧に積み上げることにより、最終的には移住・定住にも繋げていく。

③地域資源を活用した働く場づくり

商工会議所や農業協同組合といった関係団体等とも連携しながら既存の地域産業を守り育てるとともに、地域資源を活用した地域創発型の仕事づくりを推進し、働く場の維持・創出を目指す。

④夕張の未来を創るプロジェクト

地域に誇りを持ち、地域の未来を担っていく人材の育成を、幼稚園・保育園から高校まで連携して実施する。また、未来技術(5G、AI等)の活用を視野に入れた地域課題の解決を目指す。

⑤持続可能なまちづくり(コンパクト化・拠点形成等)

これまで取り組んできた、まちのコンパクト化を引き続き推進するとともに、JR廃線後に構築した公共交通体系を維持することにより、持続可能なまちづくりに取り組む。

また、市民活動の促進や地域防災力の向上支援を行い、官民協働によるまちづくりを推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

上記(4)の基本方針に基づき、本市の持続的発展に向けた基本目標を以下のとおり設定する。

指標	目標値	備考
総人口	4,925 人（令和 12 年度）	第 2 期夕張市地方人口ビジョンにおける政策効果による推計値
人口の社会減少数	△76 人／年（令和 12 年度）	第 2 期夕張市地方人口ビジョンにおける政策効果による推計値

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画における基本方針及び目標については、第 2 期夕張市人口ビジョンや第 2 期夕張市地方版総合戦略と整合性が図られた内容であり、当総合戦略については毎年度、外部有識者で構成する検証委員会において事業効果の評価・検証を行っていることから、同委員会における検証をもって本計画の評価とする。

（7）計画期間

本計画は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

（8）公共施設等総合管理計画等との整合

平成 27 年度に策定した「夕張市公共施設等総合管理計画」では、本市の公共施設等を効率的に管理していくための基本方針を定めており、令和 4 年 3 月に改定を行っている。

老朽化対策の推進については、長期的な維持管理・更新等コストを踏まえつつ、安全性や重要性、経済性の観点から優良な施設を選定し、積極的に統廃合及び長寿命化を図る。

施設の維持管理と修繕については、日常管理において把握される情報に基づき、中長期的なコストを明示し、必要性が高いと判断される事項について修繕等を実施し、維持及び保全を図る。

トータルコストの縮減、平準化については、今後、全ての建築系施設を維持することは困難であることを踏まえ、数多く保有する施設の削減について計画期間中は 2021 年度（令和 3 年度）現在の公共施設延べ床面積から 15%削減とすることを目標とする。

また、長期的には一人あたりの公共施設延べ床面積を北海道平均の値（6.3 m²/人）まで縮減することを目指し、施設維持にかかる経費負担の低減をはかる。

本計画に記載された全ての公共施設等の整備は「夕張市公共施設等総合管理計画」に適合する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本市は札幌や新千歳空港から約 1 時間強の距離であり、新千歳空港から富良野・旭川へ抜ける観光ルートの中に位置しているという地理的優位性を有している。また、本市には、夕張岳、シューパロ湖を含む富良野芦別道立自然公園、滝の上公園等の雄大な自然と美しい景観、さらに夕張の歴史を伝える石炭産業関連遺産等の豊かな資源がある他、メロン祭り等の様々なイベントが企画・実施されている。

全道を上回るスピードで人口減少や高齢化が急速に進行する本市において、これらの資源は、都市の人々にとって過疎地域の新たな魅力として期待されている。そして、これらの資源を活用し、都市住民との交流を図ることにより、地域資源の再活用、市民のまちづくりへの参加、若者の仕事づくり等の促進につながり、地域の持続的発展に大きな効果があるとともに、広域的な人的・経済的交流が推進されている。

一方、本市は公営住宅が多く、持家比率が低いことから、既存分譲地の積極的な分譲を進めるとともに、住宅建設適地において遊休市有地の更地分譲を進め、定住促進を図る必要がある。

(2) その対策

- 地理的優位性や地域資源を最大限活かし、交流人口の拡大に向け、豊かな自然・石炭産業関連遺産等の地域資源の魅力化を行い、地域の観光・イベント等の一元化した情報発信を促進する他、市内に在住していなくても、様々な形で夕張に関わりをもち応援してくれる人々（＝関係人口）を増やすことにより、地域で賄えない「知恵」の修得や新たなネットワークの構築、地域を豊かにするための人材や資金の確保を図っていく。
- UJI ターンの推進及び人口流出の防止のため既存分譲地の分譲促進及び遊休市有地の更地分譲を図る。
- 現に「夕張に住みたい」という希望を持つ人が自ら住居情報を検索できるように、また、新たな移住・交流希望を喚起するために、情報発信体制の整備を行う。
- 情報通信技術 (ICT) によるサービスの利活用により、市民と都市住民の交流機会の増大を図る。
- 民間が取り組むソフト事業等を促進するため、情報収集・コーディネートに努める。
- 空知総合振興局や近隣自治体と連携して情報の発信等に取り組み、広域（＝「面」）での魅力づくり・PR を推進するとともに、近隣自治体のみならず、道内の石炭産業関連遺産で構成される日本遺産「炭鉄港」や令和 2 年 7 月に開業した民族共生象徴空間（ウポポイ）等、北海道内でトピックとなる事業やイベント等にも着目しながら、関係自治体等と連携して新たな魅力づくりを図っていく。
- 南空知ふるさと市町村圏組合や南空知定住自立圏と連携する等、都市圏との間で人、物、情報、文化等の交流を一層充実させ、外部からの様々な刺激により市の活性化を導き出す。
- 令和 4 年度より実施した奨学金返還支援事業補助金を広く周知し、引き続き大学等卒業後の市内への移住・定住促進を図る。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 移住・定住	<関係人口創出事業> 夕張Likersの取組を通じて継続的に関わりを持つネットワークを広げることで、関係人口創出拡大を図る。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<移住・定住促進事業> 情報発信の強化等により、創出した関係人口・交流人口を移住・定住に繋げる取組の推進を図る。	市	
	地域間交流	<地域おこし協力隊派遣事業> 地域経済活性化のため、新たな視点を持った人材を確保し、交流人口の増加を図る。	市	
	<地方創生加速化事業> スポーツ合宿誘致等により交流人口の増加を図る。	市		
	<炭鉄港推進協議会負担金> 日本遺産登録された「炭鉄港」に係る取組を推進するため、当協議会へ負担する。	市		

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 鉱業

平成2年3月、市内の全ての炭鉱が閉山し、基幹産業である石炭産業は完全に消滅したが、市内には66か所にズリ山（石炭採掘に伴い発生する捨石の集積場）が存在し、最大規模の高松ズリ山においては気象変動等の影響により平成24年から平成25年にかけて山の一部が崩落する災害が発生した。その解決の手法として平成27年度から地元事業者が事業主体となり水洗炭事業により石炭を回収し販売するとともに、ズリ山の整形と安定化を図っている。

② 工業

本市の工業は、主として石炭産業の関連産業として発展してきており、製品としては鉱山・建設機械、製材、木製品が主なものであった。しかし令和7年度現在では、金属製品、木材・木製品、食料品が主たる工業製品である。

石炭産業の消滅に伴う人口の減少、特に若年労働者の流出が続き過疎現象を呈しているが、産業構造の転換による雇用の増大と市民の定着を図るため、工業団地の造成等産業基盤の整備を行うとともに、企業誘致活動を進めてきたところである。

令和7年度現在においては工業団地34区画全て完売の状況にあるが、休廃止や未着工の区画があることから、遊休地を所有する企業を訪問等、情報収集を図りながら早期稼働の促進に取り組んでいく。

また、既に市内で稼働している企業に対しては、国の補助金制度の活用等に関し適切な情報提供を行う等、引き続きフォローアップを行い、事業の継続を図っていく必要がある。

今後は、新規創業や市内企業の事業拡大を支援する等、地域資源を活用した地元企業への支援を強化していく必要がある。

③ 観光

夕張市には、豊かな自然、夕張メロンをはじめとする特産品、各種イベント、スキー場等の観光施設、多目的な運動施設さらには産業遺産や文化施設等、魅力ある地域資源が存在する。また、本市は札幌や新千歳空港から約1時間強の距離であり、新千歳空港から富良野・旭川へ抜ける観光ルートの中に位置しているという地理的優位性も有している。

こうした特徴を最大限に活かし、交流人口の拡大を図っていくために、地域資源の魅力の洗い出しや磨き上げ、これらを利用した魅力的な体験型観光の推進、観光情報等を一元化するなどした積極的な情報発信、夕張市の南の玄関口である道の駅「夕張メロード」の魅力向上を行っていく必要がある。

④ 商業

本市の商業は、石炭産業を背景に小売業を中心として形成されてきたため、経営規模は零細であり、人口の激減によって購買力が著しく低下し、商店経営は過去にない厳しい状況におかれている。

今後は、商工会議所等の関係機関と連携しながら、地域経済の担い手である商業事業者の事業継

続を図っていくとともに、新規創業や市内企業の事業拡大を支援する等、地域資源を活用した地元企業への支援を強化していく必要がある。

⑤農業

本市の経営耕地面積は、令和7年2月現在1,005haであり、このうち水田は85ha、畑920haである。総農家戸数105戸であり、近年は後継者がいない高齢農業者も増加しており、農家戸数及び就農者数等減少傾向にある。

本市の農業は、夕張川や中小河川の沿岸以外に農耕適地がなく、気象条件等にも恵まれていないため、経営規模が零細であった。通常的な農業経営では自立安定を図ることが困難とされていたため、昭和30年頃より本市の自然条件、環境等に即応した農業振興目標の模索が行われた。

この胎動の中で、地域の特性を生かし、特異性と収益性を備えた特産そ菜づくりを行うことが進められた。メロン、アスパラガス、長芋、イチゴ（後年、キュウリを追加）を特産そ菜として選定し、農業者、農業関係団体が一体となった特産づくりがスタートした。

中でも、メロンは昭和35年にメロン組合が結成され、昭和36年にアールスメロンとスパイシー種の交配に成功し、「ネットが完全に外観を覆い、肉質はサーモンピンク、甘味、風味とも優れた」一代雑種の『夕張キング』が誕生した。

以来、良品の生産技術と農協共販体制の確立に努め、夕張キングは夕張メロンのブランド名で全国の夏の果実として名声を博する特産作物として成長し、農業総生産額の85%（令和6年度）を占めている。平成27年12月には、地理的表示法に基づく地理的表示（GI）の認定を受けている。平成30年度には、夕張GAP推進部会が農業生産工程管理（GAP）の団体認証を取得した。一方、後継者不足、高齢化等により担い手が減少し、夕張メロンの作付面積や生産量も減少傾向にある。

基幹作物である夕張メロンの生産力の維持向上と活力のある農村形成に向け、生産基盤の整備やブランド力の向上、多様な担い手の育成確保、土地改良施設の維持管理や排水改善等の取組を積極的に行い、産地力強化を目指す。

⑥林業

本市の森林面積は、総面積の約91%にあたる69,130haで、国有林が森林面積の9割を占めており、次いで夕張市有林となり3,002haにおよぶ。

森林は、国土の保全、水源のかん養、木材等の生産等の多面的機能の発揮によって市民生活及び経済に大きな貢献をしており、多面的機能が十分に発揮できるように森林を適正に管理・経営していくためには、林内路網の整備が課題となる。

（2）その対策

①鉱業

○ズリ山崩壊防止策と石炭ズリの活用を促進する。

②工業

○市内立地企業の事業継続を支援するとともに、新たな企業の誘致を図る。

○新規創業や市内企業の事業拡大を支援する。

③観光

- 地域資源の魅力の洗い出しや磨き上げを行う。
- 観光情報等を一元化する等して積極的な情報発信を行う。
- 地域資源を利用した魅力的な体験型観光を推進する。
- 道の駅「夕張メロード」の道の駅としての機能（休憩・情報発信・地域連携など）の維持・強化を図るとともに、夕張の魅力を伝える拠点として情報発信の強化に努め、魅力向上を図る。

④商業

- 関係機関等と連携し、地元事業者の事業継続を図る。
- 新規創業や市内企業の事業拡大を支援する。
- コンパクトなまちづくりを進めるにあたり、拠点地区への企業の誘導や新規起業の促進を図る。

⑤農業

- 生産性の向上、生産基盤の整備拡充、農用地活用、営農改善、農道の整備を図る。
- 良質で安定した農産物の生産に向け、雇用就農者等の担い手の確保・育成を進めるため、必要な農業支援住宅の整備を図る。

⑥林業

- 国庫補助事業等を活用して路網整備を進め、持続的な林業の推進と人と自然が共生できる森林の整備を進める。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 商業	<地域産業活性化拠点整備> 地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、民間事業者や新規起業家を対象としたオフィス施設を整備する。	市	
	農業	<夕張メロンの安定生産に向けた整備> 農業生産基盤の整備や優良農地の確保等を進める。 雇用就農者等の担い手を確保するための農業支援住宅を整備する。	市	
	林業	<路網整備と森林整備> 林道、林業専用道等の整備・維持及び森林整備を行う。	市	
	(9) 観光又はレクリエーション	<夕張市公園施設長寿命化対策事業> 市内公園施設の整備（補修）を行う。	市	
	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業 第1次産業	<遊休地有効利用対策事業> 夕張メロンの生産基盤強化を図るため、遊休地の地力維持増進を進める。	市	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
夕張市全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、有線放送業及び租税特別措置法施行規則第5条の13第6項第4号で定める事業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業内容

上記(2)及び(3)のとおり

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

市内の一部で導入されている光回線について、まちづくりマスタープランに基づく拠点地区にはほぼ導入済みであるが、未整備地区に対する対応を整理・検討する必要がある。また、主要施設における公衆無線 LAN の整備を行っていく必要がある。

(2) その対策

- 光回線未整備地区に対する対応を検討する。
- 市内主要施設の公衆無線 LAN の整備を進めていく。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(3) その他	<無線 LAN の整備> 市内主要施設の無線 LAN 整備	市	

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路

本市の道路状況（実延長）は、高速自動車道 17.0 km、一般国道 2 路線 49.6 km、道道 6 路線 70.7 km、市道 249 路線 170.3Km、合計 258 路線、307.6Km となっている。

道路整備状況のうち市道については、舗装率 15.5%、改良率 23.1%といずれも全道平均に比し、著しく低水準にある。

国道の舗装率については 100%となっているものの、道道の舗装率は 52.6%となっている。

また、本市と他市町村を結ぶ国道 274 号及び主要道路は、逐次整備されつつあるものの一部未整備部分があり、特に北海道横断自動車道（黒松内～根室・網走線）及び国道 452 号の全線開通が果たれるところである。

さらに市の中心部である清水沢地区と栗山町・由仁町・長沼町を結ぶ道道夕張長沼線の開通が、本市が進めるコンパクトシティ構想において必要とされているところである。（第 1 表 道路状況のとおり）

橋梁の整備については、高速道、国道、道道、市道ともに永久化されているが、定期点検や修繕（架換）を計画的に実施する必要がある。（第 2 表 橋梁状況のとおり）

交通安全施設については、本市特有の地形上から坂道やカーブの多い道路状況になっており、通学路交通安全プログラムの対策必要箇所改善等、今後さらに整備を促進する必要がある。

農林道については、依然として整備が立ち遅れているため、今後積極的に推進しなければならない。

②交通

本市の公共交通を取り巻く環境は依然として厳しさを増しているところだが、平成 31 年 4 月の JR 夕張支線の廃線に伴い、市内南北軸を結び 1 日 10 往復運行する路線バスを中心に、公共交通空白地におけるデマンドバスの運行やタクシー乗車代金補助制度の導入等を行ったことで、現段階においては市内の交通体系は一定程度確立されたと言える。

また、令和 5 年度からは、市外路線バスの廃止に伴う市外線デマンド交通を運行し、市内から北広島市まで 1 日 4 往復運行している。

しかしながら、本市の公共交通は、市内の交通事業者 3 社（バス事業者 1 社、タクシー事業者 2 社）によって、少ない交通資源と制度を活用しその体系をどうにか維持している状況にある。今後さらに加速すると予測される人口減少や高齢化により公共交通利用者及び公共交通従事者の双方が減少し、現行の体系を永続的に維持することは厳しくなっている。

第1表 道路状況（令和7年4月1日）

（単位：km）

区 分		高速道	国道	道道	市道	合計
路線数		1	2	6	249	258
市内延長(A)		17.0	49.6	70.7	170.3	307.6
整備 状況	舗装延長(B)	17.0	49.6	37.2	30.2	134.0
	砂利道(C)			33.6	140.1	173.7
	改良延長(D)	17.0	49.6	37.2	39.8	143.6
	舗装率(B/A)%	100.0%	100.0%	52.6%	17.7%	43.6%
	砂利道率(C/A)%			47.5%	82.3%	56.5%
	改良率(D/A)%	100.0%	100.0%	52.6%	23.4%	46.7%
除雪 状況	除雪延長(E)	17.0	49.6	33.3	137.3	237.2
	除雪率(E/A)%	100.0%	100.0%	47.1%	80.6%	77.1%
自 動 車 交 通 不 能	自動車交通不能延長(F)			1.8	2.0	3.8
	交通不能率(F/A)%			2.5%	1.2%	1.2%

※夕張市土木課調

第2表 橋梁状況（令和7年4月1日）

（単位：m）

区 分		高速道	国道	道道	市道	合計	
橋数		12	38	26	78	154	
延長(A)		1,854	3,455	1,343	4,124	10,776	
内 訳	永久橋(B)	橋数	12	38	26	78	154
		延長	1,854	3,455	1,343	4,124	10,776
	木橋	橋数					0
		延長					0
永久橋率(B/A)%		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

※夕張市土木課調

(2) その対策

①道路

- 一般国道 452 号の整備促進を国へ要望する。
- 主要道道夕張新得線、一般道道夕張長沼線の早期整備促進を要望する。
- 市道については、幹線道路及び生活道路の改良舗装率を高めるとともに、地域開発に応じた道路網の整備を促進する。
- 農林業の生産基盤を確立するため、基幹的な農道及び林道の整備を促進する。
- 交通安全対策として、歩道造成等安全施設の整備を促進する。
- 安全で円滑な冬期間の交通確保と歩行者の安全を図るため、除排雪体制の確立と除雪機械の整備を進める。

②交通

- スクールバス、デマンドバスの運行等により、地域住民の日常生活を守る足の確保に努める。
- 交通空白地における利便性の向上を図るため、スクールバスの一般混乗化を継続する。
- 交通事業者の負担軽減を図るため、スクールバス予約システムの一層の活用を図る。
- 交通従事者（乗務員）の確保を図るため、資格取得支援として補助制度を導入し、二種免許の資格取得の一層の促進を図る。
- 市内の路線バスが JR 夕張支線の代替交通を担っていることから、その維持のため、JR から市への拠出金等を活用し運営費の一部を補助している。将来的には、令和 3 年度現在の市内南北軸 1 日 10 往復を維持することは困難であると推察されることから、今後、利用状況調査等を経て、減便等も含め適正な体系構築に向けた見直しを検討する。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路 橋りょう	<市道の整備> 道路の維持補修	市	
		<橋りょう長期寿命化> 点検及び修繕	市	
	(6) 自動車等 自動車	<地域公共交通対策事業> 交通車両（順次更新）	市	
	(8) 道路整備機械等	<除雪車整備> 除雪車（順次更新）	市	

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①上水道施設

本市では、旭町と清水沢にあるダムを水源とし、大きく 2 つの系統で水道水の供給を行ってきたが、平成 24 年度より水道施設の運転維持管理等包括的民間委託（PFI 事業）を実施。効率的な配水体制を構築しており、水道普及率は、令和 6 年度現在、99.5%となっている。

今後も、安全で安定した水道水を供給するため、将来の人口規模や社会基盤を想定して、運営体制の効率化を図り、計画的に施設更新を進める必要がある。

②公共下水道事業

本市の下水道は、平成元年に下水道整備を開始し、平和以北を処理区域として平成 7 年度から供用を開始しているが、人口減少により処理人口の増加が見込めない状況にある。平成 20 年度から施設の運転・維持管理を包括的に民間委託し、経営健全化に取り組んでいるが、今後も施設の長寿命化を図るなど経費削減に努めていく必要がある。

③合併処理浄化槽

公共下水道事業の認可区域外の地域については、集合処理方式に比べ浄化槽による個別の汚水処理方式が効率的であると想定されるので、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、合併処理浄化槽の普及を推進させる必要があり、設置者に対する補助を平成 22 年度から継続的に実施し普及の促進を図る。

④環境衛生

(ア) じん芥処理施設

本市のじん芥処理事業は、昭和 29 年より開始し市内全域の収集を行っている。

収集されたじん芥のうち可燃物は、じん芥焼却場において焼却処理していたが、平成 9 年に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止ガイドライン」が策定され、平成 14 年に規制強化されたため焼却場を廃止し、以降は可燃物を含め全量埋立て処理を行っている。

こうしたことから、じん芥埋立処分施設の延命化を図るため、ごみ減量化の重要性がより一層高まることとなった。

平成 9 年に施行された容器包装リサイクル法に基づき、本市ではゴミの減量化、資源の有効利用等を目的に、平成 12 年から 7 品目（アルミ、スチール、ペット、無色・色・その他ガラスビン、紙パック）の容器包装廃棄物のリサイクルを実施し、平成 22 年よりさらに 3 品目（プラスチック製容器、紙製容器包装、段ボール）を加えた完全実施を行っている。

また、平成 19 年 7 月より、ごみ処理手数料の有料化を実施し、施設維持等の経費負担を市民に求め、本市の財政負担の軽減を図ると同時に、ごみの排出抑制及び減量化を推進しているが、今後さらに施設延命化のための努力が必要であるとともに、将来的な施設整備の検討を行う。

なお、ごみの広域処理に関しては、平成 9 年に本市を含む空知管内 11 市町村によって南空知地域ごみ処理広域化検討協議会が発足したが、その後 4 町の離脱と市町村合併により、令和 3 年

現在は5市町によって構成されている。そのうち、岩見沢市・美唄市・月形町が一部の可燃ごみを共同で処理しており、5市町が共同でゴミ処理を行うことは難しい状況にある。

平成27年度に、環境省が、小規模自治体における低炭素化施策の基礎調査を本市において実施しており、当該調査の結果を踏まえて今後のごみ減量化に活かすべく、市では検討を進めている。

(イ) し尿処理場（汚泥再生処理センター）

昭和32年より供用開始した平和し尿処理場は、著しい老朽化のため今後の処理が懸念されていた。市の公共下水道区域の拡大は見込めず、今後ともし尿処理施設の必要性は高いことから、し尿・浄化槽汚泥・有機性廃棄物を一体的に処理し、資源としてリンを回収する汚泥再生処理センターを建設し、平成27年7月より本稼働となった。

新施設の維持管理については、今後も、安定的な処理及び経費削減に努めていく。また新施設の本稼働に合わせ、これまで徴収しなかったし尿処分料金を新たに徴収し、維持管理経費の一部に充てている。

(ウ) 公衆浴場

炭鉱都市の特徴として浴室を持たない給与住宅・公営住宅に多くの市民が居住しており、公衆浴場を利用してきた。

市内の民営浴場は、炭鉱閉山による利用者の減少により経営が悪化し、営業廃止する状態が続き、平成27年4月をもってゼロとなった。

市としては、公衆衛生対策のため市営浴場を設置し、平成9年度には市営共同浴場は8か所に増えたが、その後、シューパロダム建設や住宅建設に伴う住民集団移転等のため、2か所を廃止した。平成19年度、地域の利用状況等から2か所廃止、さらに住宅再編事業の推進により平成27年度及び令和7年度にそれぞれ1か所を廃止したことから、現在2施設となっている。

浴場は一般的に老朽化が進むのが早く、定期的な機械設備の保守点検、改修又は更新が不可欠で、一般の施設よりは維持管理費も高く、日常の業務の中で細心の管理を常に心がけなければならない施設であり、本市の市営浴場においても施設・機械設備維持に苦労しているところである。

今後、住宅再編計画の進捗及び地域の人口推移により、市営浴場のニーズも変化してくるため、そのあり方についても随時見直しが必要になってくる。

(エ) 葬斎苑

市内唯一の火葬場である葬斎苑は、建築後57年経過しており、老朽化が進行している。3基ある火葬炉については、火葬炉の定期整備計画を策定し運用している。

今後、施設のあり方を含めて検討していく必要がある。

⑤生活館等

各地域にある生活館は炭鉱時代の集会場等が廃止されたため、地域住民の会合の場所・葬儀会場として、生活文化の向上と社会福祉の増進を図る目的で市が設置し、町内会が指定管理者となつて

管理運営を行っている。しかし、指定管理における収入は会場使用料のみに頼っているのが現状で、人口減少等による利用頻度の減少で収入は減り、管理運営が困難に陥っている生活館もある。

そのため、少しでも安定的な管理運営が図れるように、市は一定額の補助や施設の法定点検費を負担する等の施策の促進を行っているが、今後はコミュニティ施設の中長期的なあり方について検討を行う必要がある。

⑥消防施設及び救急体制

本市の消防現有勢力は、令和7年4月1日現在、消防職員37名（定数41名）、消防団員132名、消防ポンプ自動車11台、防火水槽134基、消火栓210基、無線基地局3基、救急車2台を保有しており、国の基準に基づく充足率は、動力消防ポンプ100%、消防水利75%、救急車100%である。

本市は、炭鉱都市特有の地勢から集落が点在し、各地域の消防施設の統廃合は困難とされていたが、平成19年4月、財政再建計画に基づく統廃合により消防署所を1署に、消防団については、13分団から8分団に集約した。また、平成24年4月には、女性ならではのきめ細やかな視点を生かした防災活動を目的に女性分団を発足し、9分団となっている。

しかしながら、人口流出による空き家の増加や老朽化している市営住宅及び点在する住宅の集約に伴う市営住宅の再編、加えて企業誘致による工場の進出等、地域様相の変化に伴い、災害の多様化が懸念される。

このような状況において、耐用年数が経過している消防ポンプ自動車や資機材等の更新、分団詰所を含めた現有施設の維持管理について、計画的に整備を図る必要がある。

また、消防防災対策の面では、消防職団員が地域の防災に果たす役割は大きく、消防団員の新規加入や自主防災組織の充実、防災マップの整備更新を図るとともに、大規模災害時に対応できる訓練を計画的に実施していくことが必要である。

さらに、救急体制については、令和2年10月より夕張市立診療所が救急告示医療機関として認定されたが、依然として市外への救急搬送が半数以上を占めているため、救急車2台体制で運用している。

高齢化率53%を超える本市において、今後も救急業務におけるニーズの増加が予想されることから、市民が安心して暮らせる生活を守るため、メディカルコントロール体制の強化と救急車や資機材等の整備により救急業務の高度化を図る必要がある。

⑦住宅

本市の市営住宅は、広域分散した市街地に配置されているため、その集約が課題となっている。また、急激な人口減少に伴い市営住宅の保有量が過剰となっており、令和7年4月現在の管理戸数2,960戸に対して入居は1,083戸、入居率は36.6%と低水準である。

さらに、多くの住宅は老朽化が著しく、維持管理費の抑制や居住環境の改善が急務であるとともに、入居者の減少により空き住宅（空き住棟住戸数）も増加し、その除却費用が財政上、大きな負担となっている。

加えて、市営住宅の数と比較し、民間賃貸住宅や戸建て住宅が極端に少ないことで、多様な居住のニーズへの対応が困難となっている。

⑧不用公共施設の除却

市内には、炭鉱の閉山に伴い北炭から市が引き継いだ建物や、市の公共施設として使われていた施設が廃止された後にそのまま放置され、令和 7 年度現在では使用されていない老朽施設が数多く存在している。

老朽化した施設は地域の景観を損ねるだけでなく、建物倒壊のおそれがあり、また建物への侵入による事故が起きることも想定されることから、市民生活の安全を確保するためには老朽施設の計画的な解体を進める必要がある。

(2) その対策

①上水道施設

- 浄水場・送配水施設等の維持管理等については引き続き PFI 事業を活用して効率的な配水体制を維持する。また、施設の老朽化対策については、今後、施設の廃止やダウンサイジングなど効率的な更新を検討する。

②公共下水道施設

- 処理場・マンホールポンプなど下水道施設の延命化を図る。

③合併処理浄化槽

- 公共下水道事業の現認可区域以外の地域については、地域が分散し、既に浄化槽の設置を行っている戸数も多く、公共下水道事業の新たな普及は見込めないため、浄化槽設置事業等により普及を図り、生活排水処理の促進を図る。

④環境衛生

- ごみ排出抑制、減量化、資源リサイクルの完全実施、施設の適正管理により、現ごみ処理施設の延命化を図るとともに、将来的な代替え施設の検討や広域化共同処理について検討を行う。
- ごみ運搬車の整備を図る。
- 共同浴場の施設維持を図る。
- 葬斎苑の火葬炉の維持管理及び定期的な炉の修繕を行う。

⑤生活館等

- 生活館等の安定的管理運営の促進を図る。

⑥消防施設及び救急体制

- 老朽化している消防団拠点施設を含む現有施設の維持及び除去並びに消防ポンプ自動車、資機材等の更新を図る。
- 救急搬送体制の維持確保及び救急業務の高度化を図る。

⑦住宅

市内の住環境が抱える課題に対応するため、以下の取組を計画的に推進する。

- 地域の持続可能性を高めるため、主要な都市骨格軸から離れて分散して居住する市営住宅入居者に対し、生活利便性の高い拠点地区への移転等を進め、市営住宅の管理戸数の適正化を図り、居住環境の改善を目指す。
- 多様な居住ニーズに対応するため、住宅の取得やリフォーム等に対する支援制度の充実を図るほか、移住者や子育て世代等の定住促進に資する住宅整備を進めるとともに、民間事業者の多様な住宅供給を促すため、既存ストック等の有効活用を視野に入れた官民連携による住環境整備を目指す。
- 住宅除却や移転等により生じた跡地（市営住宅の除却跡地等）については、活用を推進することで、地域全体の維持管理コスト及び財政負担の軽減を目指す。

⑧不用公共施設の除却

- 市民生活に影響の出る倒壊の危険性の高い建物の計画的な解体をとり進める。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	<配水施設整備> 配水管改良 ポンプ場・配水池改良	市	
		<水道PFI事業> 浄水場・ポンプ場・配水池等の運転維持管理、 給水装置管理、メータ検針、窓口業務等	市	
		<水道メータ更新> 水道メータ更新事業	市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道 その他	<施設整備事業> 処理場・マンホールポンプ改良	市	
		<合併処理浄化槽設置整備> 設置補助・普及事業	市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	<じん芥収集車両>	市	
		<リサイクル収集車>	市	
		<一般廃棄物最終処分場建設>	市	
	(5) 消防施設	消防ポンプ自動車整備（水Ⅱ型）	市	
		<災害救助資機材整備> 消防救助資機材他	市	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考		
5 生活環境の整備	(5) 消防施設	<高規格救急自動車整備> 高規格救急車 高度救命処置用資機材	市			
		<指揮広報車整備>	市			
		<ゴムボート整備>	市			
		<屋上防水改修工事>	市			
		<消防庁舎ボイラー等取替工事>	市			
		<庁舎LED化工事>	市			
		<中央末広分団詰所建築及び無線局移転整備>	市			
		<指令台更新及び無線局整備>	市			
		<旧分団詰所解体>	市			
		<救急救命士養成>	市			
		<屈折はしご車重整備>	市			
		<防火水槽改修>	市			
		<Jアラート整備>	市			
		(6) 公営住宅	<市営住宅建設> 市営住宅建設事業		市	
			<市営住宅長期寿命化工事> 優良ストックの長期的な活用のため、予防保全的な修繕・改善工事を行う。		市	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	<老朽市営住宅除却> 老朽且つ危険な住宅の除却を行い、住宅管理戸数の適正化及び市民の安全安心を確保する。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。			
	<不用公共施設除却> 倒壊の恐れ等がある老朽危険建物の除却を行い市民の安全安心を確保する。	市				
	<生活館管理等業務> 地域住民のコミュニケーションの場である生活館の法定点検を行うとともに、維持管理を行う地域町内会へ一定額の助成を行う。	市				

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	<居住環境創出促進事業> 多様な居住ニーズに応える住まいの選択肢を確保するため、安心して暮らせる環境づくりを目指し、民間事業者による賃貸住宅の建設や既存住宅ストックの有効活用を支援する。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<住宅取得・リフォーム支援事業> 移住・定住促進と住環境の向上を図るため、持続可能な住まいづくりを支援し、住宅の取得やリフォームに係る費用の一部を助成する。	市	
		<結婚新生活支援事業> 経済的理由により結婚に踏み出せない低所得者を対象に、婚姻後の住宅賃貸費用や引越し費用の支援を行う。	市	
		<空き家等対策> 空き家の有効活用や除却等、市民生活の安心安全の確保及び景観を含めた環境保全を図るため、市内の空き家解消に向けた取組を継続する。	市	
	環境	<共同浴場管理業務> 浴室のない住宅に入居する市民の公衆衛生を確保するため市内2か所の共同浴場の維持管理を行う。	市	
		<し尿処理場管理業務> 公共下水道、浄化槽が未整備の地域が多い本市において、衛生的な生活環境を維持するため、し尿処理場である夕張市汚泥再生処理センターの維持管理を行う。	市	
		<じん芥埋立処分場維持管理> 市の一般廃棄物を埋め立て処分している富野じん芥埋立処分施設の維持管理及び定期的な測量等を行い、施設の延命化を図る。	市	
		<葬斎苑管理事業> 市内唯一の火葬場である葬斎苑の火葬炉の維持管理及び定期的な炉の修繕を行う。	市	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	<ズリ山管理> 市民の安全確保のため、堆積したズリの除去等対策工事を行う。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	(8) その他	<容器包装リサイクル事業> リサイクル施設整備・完全10品目の分別収集	市	

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①児童福祉

子ども・子育てを取り巻く環境は、急速な少子化の進行、子育ての負担や不安・孤立感等、様々な問題を抱えているが、次代を担う子どもの健全な育成と保護は最も重要な課題であり、今後、ますます多様化するニーズに対し、子どもの教育、保育、子育て支援を総合的に進めていく必要がある。また、家庭や地域社会が一体となって、全ての家庭が安心して子どもを産み育てられることができる環境づくりを推進する必要がある。

本市は、人口減少に伴う子どもの減少に対応し、保育所の一部統廃合を以前より行っており、令和3年4月には、認可保育所や幼稚園の施設の老朽化、職員の人員配置等の課題を解消すべく、保育所1園と幼稚園を統合再編し、認定こども園「ゆうばり丘の上こども園」を開設した。令和7年4月1日現在は、認定こども園1園、認可保育所1園、認可外保育施設1園が設置されており、入所児童数は69名（うち認可外6名）である。

なお、今後も少子化が進行すると予想され、令和7年4月1日現在1園ある認可保育所についても認定こども園への統廃合に向けた検討等の見直しが必要である。

児童遊園（既存施設5か所）については、老朽化が進んでおり、今後も危険防止の観点から整備を図らなければならない状況にある。人口減少や少子化に伴い、子どもの遊び場等を含め全市的に施設の見直しを行い、世代間で利用できるような整備充実を図る必要がある。

また、拠点複合施設「りすた」における子どもの居場所づくりについては、今後永続的に実施していくために更なる環境整備が必要である。

ひとり親世帯は、生計維持と子育ての2つの役割を1人で担わなければならないが、就労や生活面で様々な課題を抱えることが多く、こうしたことに対する相談機能の強化の他、母子家庭の経済的な自立を促進するための就労支援策の充実等が必要である。

これら課題に対処するため、令和7年3月には「第3期夕張市子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、その実現を図ることにより、今後の福祉対策を促進する。

②高齢者福祉

本市は炭鉱の閉山による幼年、生産年齢人口の大幅な減少に伴い、令和7年1月1日現在人口に占める65歳以上の高齢者比率は54.1%の高率を示しており、全道平均の33.4%を大きく上回り、全道の市町村の中で2番目に高い割合となっている。

今後着実に進行する高齢化社会に対応する高齢者福祉対策は重要な課題であり、今後ますます多様化する福祉ニーズに対し、保健・福祉・教育・雇用・住宅・いきがい等広範にわたって総合的な施策を展開する必要がある。

これら施策に対処するため、令和6年3月には「夕張市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しており、その実現を図ることにより、今後の福祉対策を促進する。

③障がい者（児）福祉

障がいのある人や介護者の高齢化、障がいの重度化・重複化が進む中、多様なニーズに対応し、

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域生活支援体制の充実、自立と社会参加の促進、生活環境の整備等障がい者施策を総合的に推進していく必要がある。

これら施策に対処するため、令和6年3月には「第3次夕張市障がい者計画・第7期夕張市障がい福祉計画・第3期夕張市障がい児福祉計画」を策定しており、その実現を図ることにより、今後の福祉対策を促進する。

④労働福祉

市内企業は、中小・小規模事業者が多く、労働環境、福利厚生等を十分に整備する余力が少なく、人材確保や職場定着に向けた課題となっている。

⑤高齢者等の保健・介護

高齢化が進む中で、高齢者になっても生きがいに満ちた生活を送るためには、自ら積極的に社会参加し、生き生きと活動していくことが大切であり、そのためには若い時期から心身の健康保持増進に一人ひとりが努めることが基本となる。

したがって、糖尿病等の生活習慣病を予防するための意識の向上、健診の受診体制の整備、受診者の事後支援等、健康の増進と疾病予防・重症化予防の推進、さらには様々な社会的要因を背景に生じる精神保健への対応を含めた一連の健康づくり対策が必要である。

また、人口減少や高齢化は、高齢者のみならず、高齢者を介護する側、支え手が不足するという問題が生じる。

特に公的なサービスを補完する役割を果たしてきた老人クラブや町内会等住民組織の数も減ってきていることから、高齢者の福祉・保健・介護を推進する上で、抜本的な見直しが必要である。

今後更なる高齢化を見据え、自助・互助・共助・公助を基本としながら、高齢者が地域社会とのつながりを持ち続け、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される支援体制づくりが求められている。

また、子育て世代に関しては、生活状況の多様化、少子化による社会的な孤立化等が問題となり、関係機関と連携しながら安心して子育てできる育児支援、特に妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築や健やかな子の成長発達を促す発達支援を推進する必要がある。

(2) その対策

①児童福祉

○令和3年4月に子育て支援の機能として「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子どもの保育と発達支援・相談・援助の促進を図ってきたが、保健と福祉の両機能が一体的に相談支援を行うため令和8年度以降に組織を見直し、「こども家庭センター」を設置する。

また、地域、ボランティア、民生児童委員等の協力を得て、地域ぐるみでの子育ての不安の解消、育成指導體制の充実を図る。

○保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、乳幼児保育や障がい児保育等の様々な保育機能を拡充するとともに、認定こども園や保育所等子育て支援体制の充実を図る。

- ひとり親家庭が経済的に安定した生活が送れるよう就労の拡大に努め、自立のための貸付制度、児童手当、児童扶養手当等の諸制度の活用を進めるとともに、その生活実態を常に把握し、適切な指導並びに相談業務の充実促進を図る。
- 児童虐待の予防や早期発見、早期解決に向け、関係行政機関や民間団体、また、要保護児童対策地域協議会と連携しながら、地域住民と一体となって、子どもと子育て家庭の支援を行う。
- 小学校児童で、家庭における諸事情により下校後適切な保護を受けられない児童に対して学童保育所を運営し、児童の危険防止と健全育成の充実を図る。
- 児童遊園については、既存施設や都市公園、住宅に隣接する公園等を含めて今後の整備方針を検討し、世代間で利用できるよう整備を進める。
- 子育て支援機能等を有する拠点複合施設「りすた」をはじめとする市内施設を活用した、下校後の子どもの居場所づくりの整備を促進する。
- 認定こども園を活用した育児教室の開催、園庭開放等、子育て支援の充実を図る。また、施設を利用していない世帯の子どもの一時的な預かり事業を認定こども園及び認可保育所とともに継続して行う。
- 若い世代が安心して子育てができるよう、子育て世帯の経済的負担軽減のため、多子世帯の保育料等の軽減を図る。

②高齢者福祉

- 高齢者の各種福祉サービスと健康保持、学習、交流等の充実促進を図る。
- 介護保険制度による、介護予防及び健康づくり施策の充実・推進を図る。
- 体力的・経済的に除雪が困難なひとり暮らしの高齢者等に、安心して生活を営むことができるように、福祉除雪の支援を図る。
- 社会福祉協議会との連携の強化及び住民ボランティア等地域活動との連携の充実を図る。
- ひとり暮らしの高齢者等の安全を確保するため、緊急通報システムの整備を図る。
- 高齢者の閉じこもり防止、社会参加を促進するため、高齢者のバス料金の軽減を図る。
- 老人福祉会館を拠点とし、高齢者の社会参加、生きがい及び健康増進を図る。
- 地域福祉の活動の場となっているふれあいサロンとの連携を強化し、ふれあいサロンに行政窓口機能を設置して、高齢者等地域住民の利便性の向上と福祉の増進を図る。
- 地域住民が主体的に高齢者や障がい者の見守りや支え合い等の福祉活動に参加することで、生きがいや社会的役割を持ち、住民が気軽に集うことができる地域サロン活動等に対し、助成を行い、福祉活動の推進を図る。

③障がい者（児）福祉

- 関係機関との連携のもと相談支援体制の充実を図るとともに、事業者の参入を促進し、障害福祉サービス等の基盤整備及びその質の向上に努める。
- 障害福祉サービス事業所等における就労の場や障がい特性を踏まえた職域の開拓等就労機会の確保に努めるとともに、自主的活動や地域住民との交流の場の確保等自立と社会参加の促進を図る。
- 障がいに対する理解や認識を深めるための啓発活動の推進や公共的施設のバリアフリー化等

生活環境の整備に努める。

- 夕張市立病院の廃止により、透析治療のため市外に通院している患者のうち、公共交通機関等の利用が困難な患者への通院支援を行う。

④労働福祉

- 千歳夕張公共職業安定所等関係機関・団体と連携を密にし、働く側の都合に配慮した柔軟な「働き方」の導入・促進を図る等、誰もが活躍できる働く場づくりに努める。
- 夕張商工会議所等関係機関・団体と連携を密にし、定年延長や福利厚生事業等の労働条件の改善に努める。
- 労働者の福祉増進と健全な余暇活動を助長するため、公共施設の有効活用の促進を図る。

⑤高齢者等の保健・介護

- 成人、高齢者については、精神保健の維持・増進を含む健康知識の普及のための健康教育、疾病予防・重症化予防のための各種健康診査、がん検診等及び個人の健康課題に応じた健康相談、訪問指導を実施する。
- 高齢者等が、できるかぎり住み慣れた地域で生活を継続できるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築・推進する。
- そのためには、高齢者自身が地域社会とのつながりを持ちつづけ、多様な主体による生活支援サービスの充実を図り、医療と介護サービスを連携させ、切れ目のないサービス提供体制を目指す。
- 乳幼児の健康状況を把握し関係機関との連携を図りながら適切な支援を行う健康診査の実施や妊娠期からの面接相談を実施する等して、母親との関係を築きながら切れ目のない子育て支援に重点を置いた子育て世代包括支援センターを開設し、支援体制の構築を図る。
- 市内在住の子育て世代の負担軽減策として、乳幼児等医療費の無償化を行う。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎地域持続的発 展特別事業 児童福祉	<認定こども園等を活用した子育て支援体制の強化> 認定こども園等を活用し、継続事業である一時預かり事業や子育て支援体制を整備、強化を目指す。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<保育協会運営費補助> 認定こども園及び市内1か所の認可保育所の運営を継続させ、未就学児童を持つ親が子どもを預ける場の確保を図る。	市	
		<公立学童保育所運営> 共働きの親を持つ小学校に就学している児童の危険防止、健全育成を目的に市内2か所に学童保育所を設置する。	市	
		<子どもの居場所づくり事業> 下校後の児童の遊び場の確保等を目的とした、子どもの居場所づくりを行う。	市	
		<子育て世帯の経済的負担の軽減> 若い世代が安心して子育てができるよう、多子世帯の保育料等の軽減や中学生までの医療費の無料化等により子育て世帯の経済的な負担軽減を図る。	市	
		<子育て世代包括支援センターの活動> 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の相談拠点として、特に妊娠期からの母子保健や子育て支援機能を強化する。	市	
		<こども家庭センターの活動> 「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立意義や機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う。	市	
	高齢者・障害者福祉	<老人福祉会館運営費補助> 高齢者の引きこもり防止や健康増進のため、会館の指定管理者に運営補助を行い、市内唯一の高齢者交流の場の維持存続を図る。	市	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	<高齢者公共交通利用者負担軽減事業> 70歳以上の高齢者に対し、片道自己負担100円の敬老パスを交付し、高齢者の外出機会・社会参画の増大を図る。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<緊急通報システム運用> 高齢者や体調に不安のある単身者に、緊急通報が可能な機材を配布し、市民の安全安心のため万一の事態に備える。	市	
		<高齢者住宅福祉除雪事業> 体力的・経済的に除雪が困難なひとり暮らしの高齢者等で、地域や家族の援助を受けられない方に対して福祉除雪を行う。	市	
		<社会福祉協議会事業費補助> 社会福祉協議会による地域の福祉増進を図るため、高齢者等を対象としたサービスや事業実施に係る補助を行う。	市	
		<地域サロン活動推進事業> 高齢者や障がい者の見守りや支えあい等の福祉活動を推進するため、地域サロン活動に対する補助を行う。	市	
		<じん臓機能障がい者通院移送支援> 夕張市立病院の廃止により、透析治療のため市外に通院している患者のうち、公共交通機関等の利用が困難な患者へ通院支援を行う。	市	
		<障がい児保育> 特別児童扶養手当受給者等の扶養児童の福祉の向上を図るため、当該児童が認定こども園に入所した際、保育協会へ補助を行う。	市	
	その他	<行政窓口設置事業> 窓口行政の利便性を図るため、閉鎖した旧連絡所等4か所を活用して、南北に細長い地域の住民窓口を開設する。	市	
(9) その他	<児童遊園の整備>	市		

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市には、市立診療所をはじめとして、7か所の医療機関があり、高齢社会に対応した医療の確保と医療・介護を包括的に連携させたサービスの提供が求められている。

地域医療を確保するためには、市内で唯一の有床医療機関である市立診療所を中心に、市内の医療機関が一次医療を担い、高度な専門医療は市外の医療機関と連携し機能を分化することが必要である。

施設の老朽化が著しいことなどから、市立診療所は、令和5年9月に移転改築をしている。地域医療の中核を担う施設として、限られた医療資源を有効に活用しながら、持続可能な医療提供体制を維持していく必要がある。

(2) その対策

- 地域医療を確保するため、有床診療所である市立診療所と市内外の医療機関との連携により、医療体制の充実を図る。
- 疾病予防や早期発見、リハビリや在宅療養を推進するため、医療・保健・福祉サービスを連携させ切れ目のない支援が受けられる地域包括ケアシステムを構築する。
- 住み慣れた自宅や地域で療養しながら生活を送れるよう、訪問診療や訪問看護等の在宅医療を推進する。
- 市立診療所の診療体制を充実させ市内医療機関の協力により初期救急医療の安定的な確保を図る。さらには市外医療機関との広域連携を図り、二次・三次救急医療に対応する。
- 市立診療所の診療体制を充実させるために、引き続きへき地診療所の認定を受け、社会医療法人等からの支援を受ける。
- 市立診療所の医療従事者等を確保するため、総合的な政策の中で住宅の整備を取り進める。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	<医師等住宅改築> 市立診療所及び介護医療院の医師等の住宅改築工事。	市	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p><市立診療所病床維持負担> 不採算である病床を維持するため、市立診療所指定管理者の運営費の一部を負担する。</p>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<p><休日・夜間緊急医療体制補助> 平日夜間（17時30分から21時まで）及び休日の救急医療体制確保するため、輪番制で対応している医師会及び市立診療所指定管理者へ助成する。</p>	市	
		<p><初期救急医療確保対策> 市立診療所の医療体制の確保に対する助成及び深夜等、市内医療機関が輪番制で対応する時間以外の初期救急受入れに要する経費の一部を受入れ実績に応じて助成する。</p>	市	
		<p><訪問看護ステーション設置負担> 在宅療養を要する患者へ看護師を派遣する訪問看護ステーションを維持するため、運営事業者の運営費の一部を負担する。</p>	市	

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

①小中学校

市内小中学校のあり方については、平成 17 年 9 月に「夕張市小・中学校適正配置検討委員会」から、「学校数は中学校 3 校、小学校 3 校～4 校程度とするのが望ましいが、児童生徒数の減少の状況によっては更に検討が必要である」旨の答申があったところである。しかし、その翌年には市の財政問題が明らかになったことに伴い、1年間で50名以上の児童生徒数が減少したこと等から、子ども達の教育環境の充実のためにも早急に学校の統廃合を進めることが必要な状況となった。このことを踏まえ、平成 19 年 11 月に長期的見通しに立った「夕張市小・中学校統合に関わる方針」を決定し、この中で今後の市内小・中学校の配置については、各 1 校体制とすることとなったことから、小学校は当時の清水沢小学校を大規模改修した上で、平成 23 年 4 月に統合、また、中学校についても当時の清水沢中学校を大規模改修し平成 22 年 4 月に統合した。

現在、全児童生徒の約 6 割が路線バス及びスクールバスを利用して通学しており、安全・安心な通学体制の確保が課題となっている。

また、小・中学校及び道立高校が清水沢地区に集約されたことから、各学校間の連携・交流を通じた教育活動の展開や、義務教育 9 年間の児童生徒の学びを支えるべく令和 6 年度から実施した小中一貫教育の更なる充実に向けた取組を進めている。

学校施設については、統合時の大規模改修により耐震化は実施済みであるが、今後、次期改修周期を迎える他、大規模改修時期に対象外であった設備等の老朽化が見られることから、計画的な対策を進め建物の長寿命化を行うが、老朽度調査等により長寿命化が困難である場合やトータルコストの試算の結果、統廃合等にコスト軽減が見込まれるときは建替えも検討する。

②高等学校

市内唯一の高校である夕張高等学校においては、夕張市内の児童数が減少したことから夕張高校の入学者・生徒数も減少しており、平成 27 年度以降は、1 学年 1 学級の状態が続いている。さらに平成 27 年に実施した夕張中学校生徒へのアンケート調査では、夕張高校に進学を希望する生徒は約 30%に留まり、入学者減少の懸念、さらに高校の存続そのものが危ぶまれた。

そこで、地域に高校がなくなることによる市への影響を懸念し、高校の魅力を高めることによって入学者数の確保と地域の教育環境の維持を図ることを目的として、「夕張高校魅力化プロジェクト」を立ち上げている。

このプロジェクトは市内の有志職員からなるワーキンググループにより検討を重ね、平成 28 年度の財政再生計画の抜本見直しにおいて、本市の主要施策の一つとして位置づけをしている。平成 29 年度からは同校の魅力化推進に向けた本格的な事業実施に取り組んでおり、入学支援補助や公設塾等の取組を実施し、子育て世代の流出防止に努めている。

令和 6 年度に実施した中学生へのアンケート調査では、夕張高校に進学を希望する生徒は約 60%と増加しており、これまでの取組の成果と言える。

今後も、夕張高校の各種活動に対する支援に加え、独自の魅力あるカリキュラムづくりや市内児童数の推移も踏まえて市外からの生徒受入れも推進していく。

③社会教育施設

市民講座や公民館活動の拠点の一つであった夕張市公民館は、市の財政破綻により平成 18 年度末で閉鎖され、市民の趣味・教養・レクリエーション活動の拠点は、清水沢地区公民館に集約され、図書活動の拠点であった夕張市立図書館についても、最低限の図書館機能を継承するため、平成 19 年 4 月に夕張保健福祉センター内に「ゆうばり図書コーナー」として設置された。

しかし、施設の老朽化及び耐震化等の課題があったことから、「夕張市まちづくりマスタープラン」に基づくコンパクトシティ化構想の実現に向けて、「拠点複合施設りすた」を建設する中で、清水沢公民館及びゆうばり図書コーナーの機能を集約し新たに令和 2 年 3 月に供用開始した。

拠点複合施設は、今後、市民が心豊かに生活をおくることができるように建設されたものであり、施設の活用にあたっては生涯にわたりスポーツや文化に親しみ、生きがいの感じられる生涯学習社会の実現に向け、その中核的な役割を担うことが可能となるよう、市民ニーズに即応した施策を進めていく必要がある。

また、図書コーナーについても、蔵書の充実や利用者の利便性の向上、市民ボランティアの協力等により運営の充実を図る必要がある。

美術品の管理についても、夕張市美術館が解体されたことから、令和 7 年度現在市内の公共施設を利用して行っているが、市民の鑑賞機会の提供と収蔵作品の有効活用を継続して図っていく必要がある。

④体育施設

本市には、体育施設として文化スポーツセンター、テニスコート、サッカー場や野球場を主とする平和運動公園等があるが、これらの管理運営業務は NPO 法人化した夕張市体育協会にアウトソーシングし、市民の健康増進はもちろん、雇用の場の創出にも寄与してきた。

今後も、公共施設予約システムの導入など運用の効率化や利便性の向上に努めながら交流人口の拡大を目指していくこととなる。

しかし、これらの施設はいずれも建設後 20 年以上が経過する中で老朽化が顕著となっており、計画的な修繕や抜本的な改修が必要となってきた。

また、市営野球場、紅葉山パークゴルフ場、清水沢プールについては、引き続き、施設活用の円滑化と市民利用の促進を図らなければならないが、これらについても施設の老朽化は否めず、施設を維持するか否かの検討の上にとった解体等の対応も必要である。

なお、これらの施設において開催されるスポーツ大会等の実施にあたっては、主催者や各種競技団体との連携を図りながら、スポーツ振興と施設の有効活用を行っていくことが重要である。

⑤集会施設等

本市のコンパクトシティ化を推進するにあたり、その拠点都市として位置付けた南清水沢地区において、生活利便性機能の誘導や公共的な機能の集約・複合化して都市拠点機能の強化を図るため、拠点複合施設を整備し令和 2 年 3 月から供用開始している。

(2) その対策

①小中学校

市の施策として小中学校の再編を進めたことから、安全・安心な通学体制の確保に努める。また、夕張ならではの地域資源を活用した小中高での一貫した教育や、小中一貫教育の推進に係り ICT 機器やデジタル教材を活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努める。

②高等学校

「夕張高校魅力化プロジェクト」を推進する中で、夕張ならではの特色ある学びを通して将来の夕張を担う人材の育成に取り組むとともに、令和 6 年度より設置した公設寮を活用し、市外からの生徒受入れも行っていくことにより、入学者数の確保に努める。

また、高校のみならず小中学校との連携による小中高一貫した郷土愛教育を実践することで、生徒自身が地域に愛着を持ち、将来的に地域の担い手として UI ターンにつながる取組を推進する。

③社会教育施設

生涯学習活動や図書活動等については、各種市民団体やサークル等と連携を図るとともに、これらの活動を支援するため、生涯学習推進に係る人材の確保と育成、施設の維持と機能の充実に努めていく。

④体育施設

NPO 法人化した体育協会が運営する総合型地域スポーツクラブを支援し、市有施設の管理運営をアウトソーシングし、雇用の場の創出及び市民の健康増進に取り組む。

また、必要な施設設備の維持補修については、管理者との協議により対応を図る。

⑤集会施設等

拠点複合施設における交通結節点、子育て支援、図書館、その他のほか、市民活動の場としての多目的ホールと新たに整備する市庁舎の集会施設が相互に連動しながら、集会施設等としてのより一層の機能強化を図り、全世代の市民が集う交流の場づくりを目指す。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	< 小学校電気設備等改修事業 > 国の地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月閣議決定）に基づき、照明 LED 化を実施するもの。	市	
		< 中学校電気設備等改修事業 > 国の地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月閣議決定）に基づき、照明 LED 化を実施するもの。	市	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 その他	<児童生徒情報化促進事業> GIGA スクール構想に基づき市内小中学校 2 校の学習者用端末及びそれに係る校内無線ネットワーク環境を整備する。	市	
	(3) 集会施設、体育施設等 体育施設 集会施設等	<体育施設改修事業>	市	
		<市民交流空間整備> 市庁舎に多目的な集会施設を備える。	市	
	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 義務教育	<小学校通学援助> 学校統合により遠距離通学が必要となった児童の通学の足を確保するため、路線バスを利用する児童に対しバス定期代を負担する。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<中学校通学援助> 学校統合により遠距離通学が必要となった生徒の通学の足を確保するため、路線バスを利用する生徒に対しバス定期代を負担する。	市	
		<スクールバス運営> 学校統合により遠距離通学が必要となった児童生徒の通学の足を確保するため、一部路線でスクールバスを運行する。	市	
		<遠距離通学等支援> 特別支援学級在籍や特別な配慮を必要とする児童生徒の安全確保のため、タクシー会社による輸送を行う。	市	
		<児童・生徒通学安全対策事業> 児童生徒の安全安心のため、通学バス添乗員の配置を行う。	市	
		<特別支援教育支援員配置事業> 小中学校に在籍する教育上特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、適切な教育を行うための支援員を配置する。	市	
		<児童生徒芸術鑑賞補助> 児童生徒の情操のかん養のため、芸術文化鑑賞会開催に係る補助を行う。	市	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 高等学校	< 高校魅力化事業 > 市内唯一の高校である夕張高校の魅力化を進めるため、入学支援補助や海外短期留学補助、公設塾の運営等を行う他、市外生徒受入れも推進する。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		< 高校生通学給付事業 > 市内唯一の高校である夕張高校に路線バスを利用し通学する生徒に対し、定期券購入費を負担する。	市	
	生涯学習・スポーツ	< 美術品管理事業 > 市民の財産である美術品を市内公共施設等で展示公開する等有効活用を図るため、美術品の適正な管理を行う。	市	

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市は、炭鉱都市特有の地勢から、夕張川流域並びにその支流に集落が点在しており、そのほとんどは旧炭鉱所在地ごとに市街地が形成されている。

人口減少と高齢化の急速な進行とともに、老朽化したコミュニティ施設の維持管理や集落における自主防災機能の維持が困難となってきた。

集落の中には、老朽化した公営住宅が多く存在するところもあり、空戸も多いが居住者が安心して暮らせる集落整備を進める。また、夕張市まちづくりマスタープランで定める拠点地区に都市機能を集積し、暮らしやすい環境を形成する。

(2) その対策

- 夕張市の将来のあるべき姿を具体的に明示し、地域におけるまちづくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにするため策定した、「夕張市まちづくりマスタープラン」及び「夕張市立地適正化計画」に基づく、持続的でコンパクトなまちづくりを進めていく。
- 集落としての自主防災機能を維持するために、生活館等のコミュニティ施設の自主的な運営・管理を促進する。
- 市庁舎周辺に公園などの必要な都市機能を誘導することで、コンパクトなまちづくりの中核となる拠点形成を図る。

1 1. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

①芸術文化活動

芸術文化活動については、心の豊かさを求め、精神的ゆとりを大切にする市民層が増えていることから、夕張の歴史を語る郷土資料を守る活動、貴重な動植物が生息する夕張岳の自然環境を守る活動、各種発表会の開催等を支援する事業を行っているが、今後もこれらの活動に加え、拠点複合施設「りすた」のギャラリーを活用した絵画等の発表の場の確保や、「児童生徒の芸術鑑賞教室」による芸術鑑賞機会の充実を図る必要がある。

また市民の自主的な文化活動の促進と支援、芸術文化に関する情報提供の拡充を図るとともに、歴史的文化遺産の保存・継承もあわせ、地域の歴史や文化を活かしたまちづくりについて検討する必要がある。

②郷土文化施設

日本の産業の礎を築いた石炭に関する知見を後世に伝えるため、昭和 55 年に開館した夕張市石炭博物館は、石炭の生成、採炭技術の変遷、炭鉱の歴史等、その展示内容は様々な分野に及んでいる。実際に採炭で使用されていた坑道は「誰でも見学できる炭鉱の坑道」としては国内で唯一で極めて貴重なものとなっている。

しかしながら、開館以来 30 年以上に渡って展示等のリニューアルが行われてこなかったこと、見学坑道である模擬坑道の老朽化が著しいことから、平成 28 年に模擬坑道、平成 29 年に石炭博物館本館の大改修工事を実施したところである。

こうした中、平成 31 年 4 月 18 日に模擬坑道内で火災が発生し、「旧北炭夕張炭鉱模擬坑道（国登録有形文化財）」は令和 7 年 4 月復旧工事が完了し再開した。本市における地域再生に極めて重要な施設であることから、「再生夕張」の象徴として位置づけ地域文化の振興と地域の再生に繋がる取組を進めていく。

また、老朽化が顕著となっており、計画的な修繕や抜本的な改修が必要となってきた。

(2) その対策

①芸術文化活動

郷土資料を守る活動や夕張岳の自然環境を守る活動等、関係機関や市民団体と連携して情報の発信、啓蒙活動等に取り組むとともに、市民の自主的な文化活動の支援や芸術文化に関する情報提供の拡充、さらに文化遺産の保存と継承についても検討する。

また、拠点複合施設「りすた」を活用し、市内の芸術愛好家等に作品の発表の場を確保するとともに、市民に対し芸術作品の鑑賞機会の拡大を図る。また、次世代を担う児童生徒に対し、生の舞台芸術に接する機会を設けるため、芸術鑑賞事業の実施を行う。

②郷土文化施設

補助金や基金を利用し、石炭博物館及びその周辺の文化施設等の維持補修を行うとともに、石炭に関する知識の無い人たちにも理解できる展示内容へ魅力向上を実施し、子どもたちの学習への

支援に資する内容となるようにする。

今後は、「出来あがったものを見せる」という従来の枠にとらわれない、市内外の様々な方たちの協力を得てみんなで作り上げていく、作っていく過程が見えるような博物館を実現することで、学習の場のみならずコミュニティ形成の場ともなる施設を目指すものとする。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	<石炭博物館施設改修事業>	市	
		<石炭博物館電気設備更新事業> 石炭博物館内電気設備に含まれている低濃度PCB処分に伴う機器更新を実施するもの。	市	
	(2)過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化振興	<石炭博物館管理> 炭鉱の歴史等石炭に関する知見を後世に継承するため、市の貴重な郷土文化施設である石炭博物館を管理運営する。	市	

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

市内に数多く残る災害のリスクを有するズリ山の一部では、水洗炭事業に取り組み、ズリ山の安定化を図るとともに採取したズリを販売するなど有効利用している他、農業用暗渠排水材としての活用の可能性も把握されており、今後も、本市の特色を活かした再生可能エネルギー利用の可能性について検討していく必要がある。

(2) その対策

○ズリ山の水洗炭事業における需要拡大を想定した、生産規模拡大に向けた性能品質試験及び暗渠排水材としての性能品質試験を実施する。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの 利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 再生可能エネルギー 利用	<ズリ山水洗炭> 生産規模を拡大する場合に性能品質試験棟を 実施する。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 移住・定住	<関係人口創出事業> 夕張 Likers の取組を通じて継続的に関わりを 持つネットワークを広げることで、関係人口創 出拡大を図る。	市	当該施策は、 地域の持続 的発展に資 するもので あり、その効 果は将来に 及ぶもので ある。
		<移住・定住促進事業> 情報発信の強化等により、創出した関係人口・ 交流人口を移住・定住に繋げる取組の推進を図 る。	市	
	地域間交流	<地域おこし協力隊派遣事業> 地域経済活性化のため、新たな視点を持った人 材を確保し、交流人口の増加を図る。	市	
	<地方創生加速化事業> スポーツ合宿誘致等により交流人口の増加を 図る。	市		
	<炭鉄港推進協議会負担金> 日本遺産登録された「炭鉄港」に係る取組を推 進するため、当協議会へ負担する。	市		
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発 展特別事業 第1次産業	<遊休地有効利用対策事業> 夕張メロンの生産基盤強化を図るため、遊休地 の地力維持増進を進める。	市	当該施策は、 地域の持続 的発展に資 するもので あり、その効 果は将来に 及ぶもので ある。
5 生活環境の整 備	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業 生活	<老朽市営住宅除却> 老朽且つ危険な住宅の除却を行い、住宅管理戸 数の適正化及び市民の安全安心を確保する。	市	当該施策は、 地域の持続 的発展に資 するもので あり、その効 果は将来に 及ぶもので ある。
		<不用公共施設除却> 倒壊の恐れ等がある老朽危険建物の除却を行 い市民の安全安心を確保する。	市	
		<生活館管理等業務> 地域住民のコミュニケーションの場である生 活館の法定点検を行うとともに、維持管理を行 う地域町内会へ一定額の助成を行う。	市	

5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業 生活	<居住環境創出促進事業> 多様な居住ニーズに応える住まいの選択肢を確保するため、安心して暮らせる環境づくりを目指し、民間事業者による賃貸住宅の建設や既存住宅ストックの有効活用を支援する。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<住宅取得・リフォーム支援事業> 移住・定住促進と住環境の向上を図るため、持続可能な住まいづくりを支援し、住宅の取得やリフォームに係る費用の一部を助成する。	市	
		<結婚新生活支援事業> 経済的理由により結婚に踏み出せない低所得者を対象に、婚姻後の住宅賃貸費用や引越し費用の支援を行う。	市	
	環境	<空き家等対策> 空き家の有効活用や除却等、市民生活の安心安全の確保及び景観を含めた環境保全を図るため、市内の空き家解消に向けた取組を継続する。	市	
		<共同浴場管理業務> 浴室のない住宅に入居する市民の公衆衛生を確保するため市内 2 か所の共同浴場の維持管理を行う。	市	
		<し尿処理場管理業務> 公共下水道、浄化槽が未整備の地域が多い本市において、衛生的な生活環境を維持するため、し尿処理場である夕張市汚泥再生処理センターの維持管理を行う。	市	
		<じん芥埋立処分場維持管理> 市の一般廃棄物を埋め立て処分している富野じん芥埋立処分施設の維持管理及び定期的な測量等を行い、施設の延命化を図る。	市	
		<葬斎苑管理事業> 市内唯一の火葬場である葬斎苑の火葬炉の維持管理及び定期的な炉の修繕を行う。	市	
		<ズリ山管理> 市民の安全確保のため、堆積したズリの除去等対策工事を行う。	市	
その他				

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	<認定こども園等を活用した子育て支援体制の強化> 認定こども園等を活用し、継続事業である一時預かり事業や子育て支援体制を整備、強化を目指す。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<保育協会運営費補助> 認定こども園及び市内 1 か所の認可保育所の運営を継続させ、未就学児童を持つ親が子どもを預ける場の確保を図る。	市	
		<公立学童保育所運営> 共働きの親を持つ小学校に就学している児童の危険防止、健全育成を目的に市内 2 か所に学童保育所を設置する。	市	
		<子どもの居場所づくり事業> 下校後の児童の遊び場の確保等を目的とした、子どもの居場所づくりを行う。	市	
		<子育て世帯の経済的負担の軽減> 若い世代が安心して子育てができるよう、多子世帯の保育料等の軽減や中学生までの医療費の無料化等により子育て世帯の経済的な負担軽減を図る。	市	
		<子育て世代包括支援センターの活動> 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の相談拠点として、特に妊娠期からの母子保健や子育て支援機能を強化する。	市	
		<こども家庭センターの活動> 「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立意義や機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う。	市	
	高齢者・障害者福祉	<老人福祉会館運営費補助> 高齢者の引きこもり防止や健康増進のため、会館の指定管理者に運営補助を行い、市内唯一の高齢者交流の場の維持存続を図る。	市	
		<高齢者公共交通利用者負担軽減事業> 70 歳以上の高齢者に対し、片道自己負担 100 円の敬老バスを交付し、高齢者の外出機会・社会参画の増大を図る。	市	

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	<緊急通報システム運用> 高齢者や体調に不安のある単身者に、緊急通報が可能な機材を配布し、市民の安全安心のため万一の事態に備える。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<高齢者住宅福祉除雪事業> 体力的・経済的に除雪が困難なひとり暮らしの高齢者等で、地域や家族の援助を受けられない方に対して福祉除雪を行う。	市	
		<社会福祉協議会事業費補助> 社会福祉協議会による地域の福祉増進を図るため、高齢者等を対象としたサービスや事業実施に係る補助を行う。	市	
		<地域サロン活動推進事業> 高齢者や障がい者の見守りや支えあい等の福祉活動を推進するため、地域サロン活動に対する補助を行う。	市	
		<じん臓機能障がい者通院移送支援> 夕張市立病院の廃止により、透析治療のため市外に通院している患者のうち、公共交通機関等の利用が困難な患者へ通院支援を行う。	市	
		<障がい児保育> 特別児童扶養手当受給者等の扶養児童の福祉の向上を図るため、当該児童が認定こども園に入所した際、保育協会へ補助を行う。	市	
	その他	<行政窓口設置事業> 窓口行政の利便性を図るため、閉鎖した旧連絡所等4か所を活用して、南北に細長い地域の住民窓口を開設する。	市	
7 医療の確保	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	<市立診療所病床維持負担> 不採算である病床を維持するため、市立診療所指定管理者の運営費の一部を負担する。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<休日・夜間緊急医療体制補助> 平日夜間（17時30分から21時まで）及び休日の救急医療体制確保するため、輪番制で対応している医師会及び市立診療所指定管理者へ助成する。	市	

7 医療の確保	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p><初期救急医療確保対策></p> <p>市立診療所の医療体制の確保に対する助成及び深夜等、市内医療機関が輪番制で対応する時間以外の初期救急受入れに要する経費の一部を受入れ実績に応じて助成する。</p>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<p><訪問看護ステーション設置負担></p> <p>在宅療養を要する患者へ看護師を派遣する訪問看護ステーションを維持するため、運営事業者の運営費の一部を負担する。</p>	市	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	<p><小学校通学援助></p> <p>学校統合により遠距離通学が必要となった児童の通学の足を確保するため、路線バスを利用する児童に対しバス定期代を負担する。</p>	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<p><中学校通学援助></p> <p>学校統合により遠距離通学が必要となった生徒の通学の足を確保するため、路線バスを利用する生徒に対しバス定期代を負担する。</p>	市	
		<p><スクールバス運営></p> <p>学校統合により遠距離通学が必要となった児童生徒の通学の足を確保するため、一部路線でスクールバスを運行する。</p>	市	
		<p><遠距離通学等支援></p> <p>特別支援学級在籍や特別な配慮を必要とする児童生徒の安全確保のため、タクシー会社による輸送を行う。</p>	市	
		<p><児童・生徒通学安全対策事業></p> <p>児童生徒の安全安心のため、通学バス添乗員の配置を行う。</p>	市	
		<p><特別支援教育支援員配置事業></p> <p>小中学校に在籍する教育上特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、適切な教育を行うための支援員を配置する。</p>	市	
		<p><児童生徒芸術鑑賞補助></p> <p>児童生徒の情操のかん養のため、芸術文化鑑賞会開催に係る補助を行う。</p>	市	

8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 高等学校	<高校魅力化事業> 市内唯一の高校である夕張高校の魅力化を進めるため、入学支援補助や海外短期留学補助、公設塾の運営等を行う他、市外生徒受入れも推進する。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		<高校生通学給付事業> 市内唯一の高校である夕張高校に路線バスを利用し通学する生徒に対し、定期券購入費を負担する。	市	
		<美術品管理事業> 市民の財産である美術品を市内公共施設等で展示公開する等有効活用を図るため、美術品の適正な管理を行う。	市	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化振興	<石炭博物館管理> 炭鉱の歴史等石炭に関する知見を後世に継承するため、市の貴重な郷土文化施設である石炭博物館を管理運営する。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 再生可能エネルギー利用	<ズリ山水洗炭> 生産規模を拡大する場合に性能品質試験棟を実施する。	市	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。